

平成27年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年12月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第95号から議第110号まで  
(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他15件)  
質疑
- 第3 議第95号から議第109号まで  
(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他14件)  
常任委員会付託
- 第4 議第110号  
(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて)  
討論、採決
- 第5 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(市木一郎君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、11月30日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第3番、栢木進議員、第4番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、議第95号から議第110号まで、平成27年度野洲

市一般会計補正予算（第6号）他15件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

議第107号野洲市税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この条例は、地方税法等の改正により、野洲市税条例の一部を改正するものであります。徴収猶予の申請手続の9条において、これまで猶予を受けようとする金額が50万円を超えというのが、100万円を超えという形で引き上げられました。これまで50万円以下で担保を迫られたのが、100万円以下に引き上げられ、拡大され、また徴収猶予の見直しで、換価猶予制度の拡大につながるということは一歩前進であります。

そこで、次の点について質問をいたします。

第1点目。平成26年度決算における差し押さえ件数と換価現金にした実数の状況と今年度の状況をお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、野並議員の議案質疑、野洲市税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

平成26年度の決算では、差し押さえ件数が50件、換価件数25件、換価金額は327万3,082円です。

また、平成27年度の11月末現在では、差し押さえ件数19件、換価件数も19件、換価金額は510万34円でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） その中で、徴収猶予された件数というのはわかりますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 野並議員、これ総括になっていきますので、全部。

○8番（野並享子君） ああ、そうか。一問一答と違うのか。

○議長（市木一郎君） 議案質疑は総括になっていきますので、ちょっと今終わりましたけれども、続けて。

暫時休憩します。

(午前9時04分 休憩)

(午前9時05分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3回いけますので、野並議員、総括ということですので、よろしくをお願いします。

野並議員。

○8番(野並享子君) ちょっと一問一答と間違えていました。済みません。

そうしたら、通告を出していただきましたので、全てのことを質問させていただきます。

今、差し押さえの件数等の実数をお聞きいたしました。徴収猶予された件数はどれだけあるのでしょうか。そしてまた、50万円が100万円以下に引き下げられますが、26年度決算で100万円に引き上げられたと仮定するならば、どのような結果になったのでしょうか。

それと、条例第11条で換価の猶予の手続で、条例に定める期間は6月とするとなっておりますが、これは6月なのか6カ月なのか、どちらなのでしょう。

それと、猶予期間を多治見市では1年としておられますが、なぜ6カ月と定めたのか、また、どのような形で周知徹底をされるのか、窓口での対応についての徹底をどう図られるのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長(市木一郎君) 総務部長。

○総務部長(川端弘一君) それでは、再質問にお答えいたします。

まず、徴収猶予した件数ですが、平成26年度は皆無でありまして、平成27年度は現在までに1件でございます。

続いて、100万円に引き上げられたと仮定するならば、どのような結果になったかということですが、平成26年度は皆無であるということから変わらないということで、平成27年度におきます1件につきましても、対象金額が50万円以下なので、これも変わりありません。

続きまして、6月という表示が6カ月か6月かということですが、条例の第11条第1項では期間を規定しておりますので、意味としては6カ月間ということでございます。

なお、地方税法において期間を示すときは、何月と表記されておまして、また、地方立法実務書の事例でも同様でございます。このことから、野洲市においても暦の月と混同するおそれのない限り、何月と表記することといたしております。

続きまして、多治見市では1年なのに、なぜ6カ月にしたのかと、どういう形で周知す

るのかと、窓口の対応はどのように徹底をするのかというご質問でございますが、地方税法第15条の6に、換価の猶予の要件として、納付または納入について、誠実な意思を有すると認められるときとの規定がございます。誠実な意思があれば、納期限から6カ月以内に申請されるべきものと判断したものでございます。

なお、公平性を確保する観点から、滋賀県や県内のほとんどの市が6カ月としている事実も参考としてございます。

周知方法につきましては、換価の猶予は差し押さえという処分が前提となりますことから、滞納者個人の納税相談等におきまして、生活状況等に鑑みながら行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） この4番目に聞いた6月、私ぱっと見て6月と読んでしまったんです。思ってよく見れば、6カ月やろなど。他の町の条例、これみんな出ていますので、見てみますと、ほとんどがやっぱり6月の「むつき」という形で、けども、6カ月という形で表示されているところもあります。ですから、ぱっと見てわかる条例に私はすべきやろうと思うんです。間違わない、そういうふうな疑問を持たないようなそういう表示を私はしていくべき、変えていくべきではないか、従来型を踏襲するとか、国がとかいうふうなそういうなんではなくて、こういった条例は本当にざっと読んでわからない用語が常々あるので、誰が読んでもわかるような、そういう表記に私は変えていくべき問題ではないかというふうに思うので、このことを出したんです。

これは、ここだけじゃなくて、3月、3カ月ですね、そんなんもありますし、定める期間は20日とするという形で、20日間でしょうね、期間という形でなるならば、でも前が期間という形やから、そういうふうを読むべきやというふうな、そういうふうなんではなくて、誰が読んでもわかるような形で私は変えていくべきではないかというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

それと、徴収猶予の期間を県内で大体6カ月にしていると。誠実な誠意があればというふうなことを今言われたんですけども、いろいろとこの担保に差し押さえがされて、大変やということで、待ってちょうだいと言えるのが申請ですね。ですから、新しくそういう形で、猶予手続という形で待ってというて言われてやれる期間がやはり1年というところ、全体的なその差し押さえになる前の猶予が1年から2年未満という形で多分なっていたと

思うんですけども、そこを見て、やはり最低1年が私は妥当ではないかなと。6カ月という形で滋賀県内はそういうことになっているということなんですけども、そこら辺はもう少し余裕を持ってもらうというのか、その申請の期間もいろいろと手続ありますね。書類の不備とか申請書類の添付とか、承認、不承認、いろんな形で期間的にさまざまな手続の部分があると思うんですけども、そういう意味では、全くそういう法律的なことがわからない一般市民が、こういうことをやろうとするときには、それなりの期間が私は必要ではないかというふうに思うんです。

それと、今回新たに猶予という形で申請をすることができるんですから、今までは職権でしたね。職権から自分で申請をして猶予ということができるということになったのですから、これもその方、差し押さえをして話をしているそういうときに、こういうふうなこともありますから、申請をされたらどうですかとかいうふうな指導というのか、そういうことを行政がする立場に立たなければ、これはもう全然本人は知っておられないという形で、今までどおりの職権で行ってしまうのではないかというふうな思いがしますので、生活なんかを見ながらとおっしゃっていますけども、今後、窓口の対応は本当どういふような姿勢で臨んでいかれるのかという点をお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） まず、6カ月という期間の表示ですね、6月という表示につきましては、議員の方も質問の中でおっしゃっていただいたとおり、条例で定める期間はとじてございますので、この期間は6月とすると書いたときに、これを「ろくがつ」と読む人はいないと思いますし、6月だけ読むということもないと思いますので、これにつきましては、この6月という表示以外も独特の表示といえればそれまでなんですけど、ありますので、これはこれで妥当だというふうに認識しております。

それと、2つ目におっしゃっていただきました1年間というのが上限としてあるのに、半分にしたということでございますが、まず、質問の中でおっしゃった、これまでは1年から2年だったということは、これは何を根拠におっしゃっているのかわかりませんが、こういった事実は私はないと認識しております。これまでの期間ですよ。1年から2年というのは。これは期間は定まっておりましたので、それぞれの地方公共団体でどういふ運用をしていたかはばらばらだと思います。それで、このように期間が定められたということで、先ほども答弁申し上げましたとおりの理由で6カ月間としたものでございまして、この設定は妥当だと思います。

なお、この周知につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、まず、換価の前には差し押さえという行為がございますので、差し押さえは、文書で差し押さえをしますが、差し押さえについて、将来の換価を困られる方は当然相談も見えますし、差し押さえまでに窓口で十分な相談もしておりますので、この換価の猶予の制度についても漏れなく周知できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第109号市道路線の認定及び廃止について、議案質疑を行いたいと思います。

久野部竹生線の新規認定については、廃止路線が延長670.1メートル、認定路線が延長742.1メートルであり、新規に72メートル延長することとなっています。この延長は、県道のつけかえに当たりまして、県から無償譲渡された道路であります。市道認定をしても市道としては使えない道であります。72メートルの延長ですが、面積はどれぐらいあるのかをお聞きします。

さらに、道路の下にN T Tや下水管があると言われていましたが、N T Tや下水管は18.2メートルの道路敷のどのあたりを何メートル下に埋設されているのか、それとN T Tの占有料は幾らぐらいもらっているのかも合わせてお尋ねします。

それと、道路として使えない道を今後どのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

太田議員の、議第109号市道路線の認定及び廃止についてのご質問にお答えをいたします。

今回、新規に延長となる72メートルの道路面積につきましては、約1,195平米となります。通告では18.2というふうにも書かれていますが、道路幅員は16.6メートルでございます。

道路の地下埋設物といたしましては、上水道管、下水道管、大阪ガス及びN T Tと関西電力の地下ケーブルが埋設されております。

埋設位置につきましては、水道管が竹ヶ丘側の路肩より2メートル付近に埋設深、約1.2メートルで埋設されております。下水道管につきましては、竹ヶ丘から松林方向へ道路敷を斜め横断するように埋設されており、深さ約4メートルであります。大阪ガスにつき

ましては、竹ヶ丘から路肩より1メートル付近に埋設深1.2メートル、N T Tケーブルにつきましては、大阪ガスに隣接するように埋設されております。深さ約1メートル、関西電力ケーブルにつきましては、道路センターに埋設をされており、約1.5メートルにそれぞれ埋設をされているところでございます。

道路占用料といたしましては、野洲市道路占有条例に基づき試算してみますと、大阪ガスが約4,320円、N T Tが約6,480円、関西電力が8,550円、合計しますと、1万9,350円を年間占用料としていただくこととなります。

今回予定している道路につきましては、今後、地下埋設物の円滑、適正な管理及び隣接する調整池や公共空地の管理用道路として位置づけ、未供用区間ではありますけれども、市道としての認定をお願いするものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） さまざまなものが地下埋設されているこの状況では、この場所は死に地となると思いますが、県道に挟まれた土地の利活用のためであったり、必要な道とされています。現時点からでも県道の側から十分活用できる土地の形態ではないかと思えます。僕も現地は改めてしっかり見てきたんですけど、かなりの面積があるなというのを感じました。今回の市道認定は、県からの譲渡のために必要なことではあるんですが、今後有効に使える私有地にしていくべきではないかと考えますが、それに対しての見解をお願いします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 利活用というご質問かというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、これだけのインフラが入っております。それと、先ほど開発でのいただいた調整池の機能もその空地にはあります。そういった意味で、管理をすべく管理用道路という位置づけで、利活用は考えておりません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） また踏み込んで委員会の方でさせてもらいたいと思うんですけど、1点だけ確認させてもらいたいんですけど、こういった形で市内で管理されている、市道としては認定しているけど、道路としては使わずに管理だけされているような場所とか、箇所は何カ所ぐらいあるのかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。



○都市建設部長（和田勝行君）　今回、こういった形で未供用で市道認定するというのは初めてでございます。確かに、質問等でも出ていますように、普通県道でつけかえられた道路というのは、市道に払い下げして供用しているというのが本来のスタンスです。ただ、先ほども申しあげましたように、今回こういう公安委員会の協議の中であの交差点ができました。県道がその一部分残ります。残ったことによって、そこをまたいわゆる普通財産にして利活用するというようなことは、今のところ考えてません。先ほどから言います公共空地の管理をしていかんならん義務がございますので、そういった意味でこの道路を認定しながら、供用はしませんが、管理用道路として市道を認めていただきたい、こういうことでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（市木一郎君）　日程第3、議第95号から議第109号まで、平成27年度野洲市一般会計補正予算（第6号）他14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第95号から議第109号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（市木一郎君）　日程第4、議第110号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第110号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君）　ご異議なしと認めます。よって、議第110号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第110号については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第110号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は適任とすることに決しました。

(日程第5)

○議長（市木一郎君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 皆さん、おはようございます。第15番、矢野隆行でございます。11月の定例会におきまして、大きく3つに分けて質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まずはじめにですけれども、災害廃棄物処理計画策定の推進についてお伺いさせていただきます。

東日本大震災や広島土砂災害、本年発生しました関東東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発をしております。しかしながら、全国の自治体では、災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況でございます。

本年9月、鬼怒川堤防決壊によりまして、市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市におきましては、路上の不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れき、災害廃棄物でございますけれども、この対応に追われ、復旧作業に支障を来したところでございます。

これを受けまして、国は自治体に対しまして、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を今求めているところでありまして、茨城県と常総市ではこの計画が未定になっておったのが現状でございます。

平成26年から27年にかけてまして、環境省が実施した調査によると、全国の廃棄物処理計画は、都道府県におきまして約2割、市区町村においては約3割しか策定を済ませていないことがわかっております。市区町村におきまして計画作成の義務がないものの、災

害の際に混乱が生じるため、本年5月から環境省におきまして、大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会を定期的を開催し、連絡協議会などを通じまして、各自治体に処理計画策定の推進を促しているところであります。

本年8月6日には、東日本大震災の教訓を踏まえまして、切れ目なく災害対策を実施強化するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、翌月に国、自治体、事業所の連携により、災害対応力向上につなげることを目的とする災害廃棄物処理支援ネットワークが発足されたところであります。今後、自治体の処理計画作成を支援する役割が今期待されているところでございます。

そこで、次の点を伺わせていただきます。

まず1番目でございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策の基本法の一部を改正する法律案が本年3月24日に閣議決定されましたが、これに対する認識と見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、矢野議員の災害廃棄物処理計画策定の推進についての1点目でございますけれども、閣議決定に対する認識と見解という形でお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の法改正における認識といたしまして、議員のご質問にもありますように、東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくためには、関係者が連携・協力した上で、平時からの災害に備える必要があること。また、災害が発災した後に柔軟な対応を確保するため、特例的な措置が必要であることなどが明らかとなり、これらの課題に対処するため、廃棄物の処理に係る制度的な担保について、必要な措置を講ずることとされたことと認識をしているところでございます。

見解についてでございますけれども、法改正に当たり、各自治体において、円滑かつ迅速な処理を実現するため事前の備え、いわゆる方針、あるいは体制を定める具体的な計画の策定を加速する必要があります。また、広域の処理協力体制が確実なものでないと実効性を持たないため、その取り組みが必要であることと、災害時における事前の備えとして、特に災害廃棄物の仮置き場の確保が重要であり、その実現に向けた取り組みが可能となること、さらには災害廃棄物の処理費用の負担についても、市町村負担分について軽減する措置が講じられることが必要であるというように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 大変な作業にはなるかと思いますが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

2つ目の質問でありますけれども、この大規模災害発生時におきます災害廃棄物対策検討会を定期的に開催し、連絡協議会などを通じまして各自治体に処理計画作成の推進を促しておりますけれども、本市におきます進捗状況はどのようなものか、これに対する見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 本市の状況ということでございますけれども、現在は、実は情報を収集中でございます。加えて、関係自治体との協力・連携が必要となりまして、また災害廃棄物量の推定等も必要であることから、実のところ、まだ策定には至っていないところでございます。

今回の法改正により、ご質問にもございますけれども、大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会において、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針が実はこの11月に策定されたばかりでございます。その指針では、特に全国各地域での大規模災害への備えといたしまして、地域ブロック内、本市でいいますと近畿ブロックになるわけですが、そうした関係者が共通認識のもと、それぞれの役割分担を明確にし、足並みをそろえた行動計画をとる必要があります。

また、災害廃棄物対策には、個々の地方自治体に取り組むべき課題と、地域ブロック全体で連携して取り組むべき課題がございます。

そうしたことから、見解といたしましては、まずは平時から地域のブロック内において、行政のみならず、民間事業者を含みます関係者が広域連携及び協力体制を構築する必要があることから、各自治体における災害廃棄物処理計画の策定以前に、地域ブロック内の大規模災害発生時におきます災害廃棄物対策行動について、早急に策定される必要があると、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 国、県、各市町村にという形で、今これからなるところではありますけれども、次に3つ目でありますけれども、災害廃棄物処理支援ネットワークというのがこれからつくっていかねばなりませんけど、これに対する認識と見解をお伺い

させていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 災害廃棄物処理支援ネットワークでございますけれども、このネットワークにつきましては、大規模な災害時に発生する瓦れきなどの災害廃棄物処理の対応力を向上させるため、人的な支援ネットワークとして、本年の9月の16日なんですけれども、これに設立をされました。

同ネットワークでございますけれども、環境省が事務局を務めまして、民間事業団体、あるいは研究機関などで構成される組織で、過去の経験や最新の科学的・技術的知見から、瓦れき対策の充実・強化を進め、自治体を支援されます。

また、災害が発生をいたしました場合、災害情報や被害情報を収集し、あるいは分析することにより、自治体が適正で円滑・迅速な瓦れき処理ができるよう支援を行うといったような組織であるというように認識をしております。

見解ですけれども、事前の備えであります災害廃棄物処理計画の策定や人材育成の支援に加えまして、オールジャパンのさまざまな業種による対策及び技術支援体制によりまして、大いに期待をしているところでございますが、各地域ブロックにおいて、このネットワークの具体的な支援体制について、まずは各自治体がそれぞれ協議が必要であるというように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

4つ目でございますけれども、災害廃棄物処理計画の策定が現実進んでおらないことを部長もおっしゃっていますけれども、予期せぬ災害に備えまして十分とは言えない状況でありますけれども、これに対する対応とか、そういったものに対する見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 今後の対応ということでございますけれども、大規模災害に対応した災害廃棄物処理計画は、全国的に速やかに策定されるべきものというようには考えております。

ただ、本市におきましては、通常起こり得る規模の災害に対しましては、平成25年7月改正の地域防災計画の中で、瓦れき等の廃棄物処理につきまして実施体制等を位置づけ

ておりますけども、大規模災害を想定した災害廃棄物処理計画の策定につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、地域ブロック内での広域連携・協力体制等が必要であるなど、まだ策定には至っていないところでございます。ただ、関係機関と協議の上、今後、策定に向けて取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 策定されてないということではありますが、大災害はいつ起こるかわかりませんが、例えば1番でも部長おっしゃっていました仮置き場ですね、たちまちの。こういったのはたちまち考えておられるのか、全然ないのか、その辺ちょっと1点お伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 先ほどの答弁にも、通常時の規模の災害で起こる場合については、現在の地域防災計画の中にも蓮池の里の旧処分場、グラウンドがありますけれども、そこを当面对応していくと。ただ、この場所だけでは大規模災害には当然容量として対応できないといったことから、今回、国の方についても大規模災害についてはいろんな地域ブロック連携が必要ですと、こういうことですので、当面は蓮池、野洲市の場合については旧処分場のグラウンドで対応すると、このように考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 最後でありますけれども、滋賀県におきまして災害廃棄物広域処理調整マニュアルというのを既につくっておりますけども、実際これ、ネットで調べてみますけど、これ、実際機能しないんじゃないかという気もしますが、こういった県に対します、こういった表に対する市の見解ですかね、こういったのをちょっと伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） ご指摘のように、県の災害廃棄物広域調整マニュアルでございまして、この計画につきましては、今回の国の方針以前に旧の国の指針に基づきまして、広域処理に係る業務内容を整理した上で、想定される災害に対する事前準備を中心として関係機関、団体の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進することを目的として策定されたところでございます。旧の今回の国の指針以前の方針に基づいて策定し

たと、こういう計画でございます。

今回の法改正によります国の大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針では、県の取り組みとして、大規模災害に備え、指針を踏まえて、これも先ほどからずっと申し上げておりますけれども、地域ブロックでの行動計画やブロック内の区域内市町村が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、地域ブロック内で協力して処理を分担するため、他の都道府県や関係事業者との災害協定等の締結も視野に入れつつ、大規模災害時において、実効性のある災害廃棄物処理計画等を平時に策定、あるいは策定済みの処理計画を見直す、こういったこととされているため、今後、県におかれましては災害廃棄物処理計画の策定に際しまして、今回のマニュアルとの整合、あるいは見直しが行われるものというように市としては考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 膨大な作業になるかと思えますけれども、ぜひとも実効性のある計画をつくっていただきたい、こういった思いで質問させていただきました。

次に、2番目に行きます。

2番目でありますけれども、自治体における子育て応援アプリの推進について伺わせていただきます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴いまして、保育をはじめとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなりまして、各自治体が独自の支援事業を検討・展開するようになっております。

昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきております。

そのような中、東京都世田谷区では子育て世代に広く普及しておりますスマートフォンを活用しました支援事業を行っており、注目を集めております。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つといたしまして、区では平成26年10月から世田谷子育て応援アプリを公開しております。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などによりまして保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しておりますスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気楽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考えて導入されたそうであります。

このアプリを通じまして提供されるサービスにおきましては、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園、保育園施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあります。妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しております。

この利用者からは、大変好評を得ておりまして、アプリの公開から約1年でありましてけれども、平成27年の9月末時点でのダウンロード数は8,974件となっています。今後、同様なアプリを開発する自治体がふえますと、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となりまして、より多くの子育て世代のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されております。

一部ちょっと紹介いたしますけれども、例えば隣の京都子育て応援パスポートアプリ、「まもっぷ」とありますけれども、この内容は、開発までの経過といたしまして、乳幼児など小さなお子さんがいるご家庭や妊産婦につきましては、外出先の授乳室やトイレの場所、いざというときの知識などがわからない不安感から、外出や社会参加が難しい状況があるとされておりまして。小さなお子さんがいるご家庭などが、子どもと一緒に不安なく楽しくお出かけできる社会の実現を目指しまして、京都府や商工関係団体、市町村、NPOなどが構成する京都子育て応援事業推進委員会におきまして、子育て家庭が外出先で必要な情報や便利な情報を入手できる電子マップを搭載したスマートフォンアプリ・アンド・ウェブサイト「まもっぷ」におきまして、子育て家庭がお出かけするときのお守りとして、楽しく便利な電子マップが語源となっているようであります。

本市におきましても、事例を参考に、地域の特徴に合わせて柔軟に情報提供ができるツールの一つといたしまして、自治体アプリの開発を検討・推進していただきまして、自治体における子育て支援事業に生かしていただければと考えております。

そこで、2点ほどお伺いさせていただきます。

1つ目でありますけれども、この平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスター



トしたことに伴いまして、保育をはじめとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う本市の現状と今後の対応について見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

矢野議員の2番目の1点目ということでお答えをさせていただきます。

子育て支援に関します情報提供につきましては、「子どものための情報誌」というものを年間の年度版ということで発行をさせていただいております。また、「広報やす」の子育て応援情報ということで、広報誌にも毎月掲載をさせていただいております。また、ホームページ等でも紹介をさせていただいております。そういった形で、適時情報の発信を行っているところでございます。

また、出産や子育てに対しますご相談等につきましては、子育て支援センターを中心に相談を受けて対応をしているところでございます。

今後におきましては、もちろん本年度、先ほど言いました同様に市の広報誌、またホームページ等、適切な時期に情報提供を行いたいと、このように考えております。また、今後、当センターにおきましても子育て支援に関します利用者の支援事業といたしまして、相談の拡充ということで充実を図ってまいりたいという計画でただいま検討中でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今、検討中ということで政策監おっしゃっています。

そこで、先ほど情報提供という形で広報誌で子育て応援情報誌とあるんですけども、せんだって、あやめ保育園の園長さんにもこういった情報が実際子育ての方が来られているのかということをお聞きしたところ、今の若い世代というのは新聞、一般紙をとっていないもので、こういったのが情報としてまだ来てないという方もおられるということもお聞きしました。

そこで、市としては、一般紙とってなかったら、市の方に申し出していただければ送りますよということをお伝えしたんですけども、それすら、そういう手続すら知らないということが現状でございますので、そういった点のフォローもまた今後考えていただきたいと思います。

もう1点、ちょっと確認ですけども、せんだって、3月にこの子育て計画をしております

して、これに対するちょっと見解、現状を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 新制度になりまして、取り組みとしまして子育ての支援を行っております。新制度になりまして1年目ということでもございますので、さまざまな分野での子育て支援ということでとり行っております。今、今年度からですので、十分なところがどこまでかというような部分というのは把握できておりませんが、大きな視点での子育て支援に関します事業そのものというのは、計画どおり展開を進めていきたいと、こんなところで行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 1年間程度でも、これからいろんな形でやっていただきたい、こういった思いでございます。

2つ目でありますけど、先ほどから私が言っていますように、多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールといたしまして、本市におきましても野洲市版の子育て応援アプリを必要と考えますが、見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 2点目ということで、応援アプリの必要性の見解ということでございます。

野洲市版の子育て応援アプリにつきましては、子育て支援の専用ウェブサイト等と同様に、有効的な情報の伝達の手法の一つであるというふうに認識はしております。

しかしながら、本市の人口規模から、費用対効果を十分に検証することが必要かと、このようにも思います。また、当該アプリ等によります情報発信の仕組みづくり等を構築する必要もあるというふうにも考えられます。加えて、本年度の3月には本市の現在のホームページでございますけれども、これにつきまして、スマートフォン対応という形でリニューアルをしようとするので考えております。そういったこと等も踏まえまして、当該アプリの導入に向けては、先ほど紹介もされましたが、他市の動向等も注視しながら、本市の状況も鑑みた上で、十分な検証は今後またしていきたいなど、このようには思うところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 前向きな検討をしていただきたい、こういった思いでございます。

次に、3つ目に移らせていただきます。今後の認知症施策の方向性について伺わせていただきます。

認知症とはどういうものか。脳は私たちのほとんどあらゆる活動をコントロールしている司令塔でございます。それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている現状、これが一応6カ月以上となっておりますけれども、認知症を引き起こす病気のうち、最も多いのが、脳の神経細胞がゆっくり死んでいく変性疾患と呼ばれる病気であります。アルツハイマー病や前頭側頭型認知症、レビー小体病などがこの変性疾患に当たります。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果、その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう脳血管性認知症であります。認知症の症状、中核症状と行動、心理症状とは、脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状が記憶障害、見当識障害、理解、判断力の低下、実行機能の低下など、中核症状と呼ばれているものであります。これらの中核症状のため、周囲で起こっている現実を正しく認識できなくなります。本人がもともと持っている性格、環境、人間関係など、さまざまな要因が絡み合って、鬱状態や妄想のような精神症状や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こってきます。これらを行動心理症状と呼ぶことがあります。この他、認知症には、その原因となる病気によって多少の違いはあるものの、さまざまな身体的な症状も出てきます。特に、血管性認知症の一部では、早い時期から麻痺などの身体症状が合併することもあります。アルツハイマー型認知症では、進行すると歩行が拙くなり、終末期まで進行すれば寝たきりになってしまう人も少なくありません。

認知症の診断、治療につきましては、早期診断、早期治療が大事なわけで、認知症はどうせ治らない病気だから、医療機関に行っても仕方がないという人がいますが、これは誤った考えでございます。認知症についての早期受診、早期診断、早期治療は非常に重要であり、早い時期に受診することのメリットは、アルツハイマー病では薬で進行を遅らせることができ、早く使い始めると健康な時間を長くすることができます。病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていけば、生活上の障害を軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能になります。障害の軽いうちに、障害が重くなったときの後見人を

自分で決めておく任意後見制度等の準備や手配をしておけば、認知症であっても自分らしい生き方を全うすることが可能であります。初期は専門の医療機関の受診が不可欠であり、認知症の診断は初期ほど難しく、高度な検査機器と熟練した技術を要する検査が必要で、専門の医療機関への受診が不可欠でございます。

この受診の内容といたしましては、CT、MRI、脳血流検査などの画像検査、記憶、知能などに関する心理検査に加えまして、認知症のような症状を引き起こす身体の病気ではないことを確認する検査を行います。進行が遅い人や、とまってしまう人もあります。しかし、認知症によって脳の障害がどんどん進行する場合、精神機能の障害だけでなく、身体機能の低下が起これ、数年から10数年の経過で歩行ができなくなり、寝たきりになり、最終的には口から食べ物を飲み込むことができなくなる肺炎を繰り返すようになって亡くなることもございます。軽症のうちから専門家との信頼関係を築くことも大事でございます。認知症が進行して寝たきりになるころには、自分で介護や医療上の決断ができなくなるのが現状でございます。しかし、現在の日本では、誰かにインフォームド・コンセントの権限を委任することの法的制度がございません。法定後見人の医療上の代諾権がないとされて今現状でございます。早期に診断を受けても、できるだけ自分の力で生きていきたいと思う人、あるいは頼るべき人もなく、自分で生きていかざるを得ない人も少なくありません。そういうときは、日常生活自立支援事業や、新しい成年後見制度を活用し、かかりつけ医や相談に乗ってもらうケアマネジャーを持ち、これらの制度を十分利用すれば、かなり進行するまで自分の意思に沿った生活をするすることができます。

終末医療や介護の方針につきましては、信頼できる誰かに任せなければならないので、自分の周りにいる人と十分コミュニケーションを保ち、自分の生き方や考え方を理解してもらうことが大事でございます。本人にかわって意思決定を代行するときには、本人のこれまでの人生、価値観、現在の状況、医学的な現状の評価と予後の見通しなどを参考に決定をしなければなりません。

家族へのアドバイスといたしましては、認知症と診断されてもあわてて騒がないことが第一でございます。一歩下がって観察し、自分の言葉で表現するように、徘徊とか妄想といった専門用語を使わず、普通の言葉で、いつ、どこで、何が起こったかを記録いたします。認知症に詳しい専門家と相談するとき、日常語で具体的に書かれた記述の方が情報量がはるかに多く、対応も考えやすいのであります。

そこで、先の対応は時と場所と人によってさまざまでございます。対応の目標は、本人

と家族の穏やかで心地よい生活でございます。症状は消えたけれども、動けなくなったのでは何なりません。症状や状況によって向精神薬と呼ばれる精神科の薬が必要になることもございます。薬は、誤った使い方をすると百害あって一利なしでございます。使うべきときをちゅうちょすると、取り返しのつかないことになりますので、専門家の意見を聞くべきときに謙虚に聞くべきでございます。

そこで、何点か伺わせていただきます。

まず1番目でございますけれども、認知症の人が在宅で生活することは難しく、施設や精神科病院に入院するという考え方が一般化しているようでございますけれども、これに対する見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 矢野議員のご質問で、認知症の考え方ということでございますが、まず、認知症の人の意思が尊重されまして、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けていけることが望ましいと、このように考えます。

そのためには、認知症の容態、状態によりまして、早期に医療機関での診断、また認知症として発症された場合、施設の入所も含めた必要があれば、介護等も連携をしながら対応していくということと思います。

本市としましても、切れ目のないこういった地域での支援のサービスが包括的に提供できるような体制ということで拡充、充実も含めて目指しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 2つ目に、かかりつけ医におきまして、認知症の早期発見とその状態の変化の把握、認知症の人への日常的な診療や家族への助言を行うことが期待されておりますけれども、現在、このかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施しているんでございますけれども、その終了者が現状不足しておりますけれども、これについての見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） かかりつけ医の研修でございますが、平成27年、今年の6月現在でございますけれども、野洲市のかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了されました認知症相談医は14名でございます。認知症の早期発見、また相談機能等の充実のために、多くのかかりつけ医の方が受講を今後もまたしていただきたいなど、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 3つ目に行きます。早期対応の遅れから認知症の症状が悪化しまして、行動、心理症状等が生じてから医療機関を受診しているケースが散見されますけれども、これに対する見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症が重度になってから介護保険を申請されるという方も確かにいらっしゃいます。認知症であっても、なるべく進行を遅らせる、あるいは健康な時間を長くして、その人らしい住み慣れた地域で過ごしていただくための方法が重要でございまして、早期の受診、早期の診断、そしてまた治療に早期にかかっていたかどうかということが重要と、このように考えます。

認知症を早期に発見、また対応するためには、日常生活の上での運動機能でありますとか、あるいは食事、そういったもの等が重要視される部分もございまして。そういったことも含めまして、地域包括支援センターで認知症初期集中支援チームというのを今後設立に向けて考えていきたいなど、このように思っているところでございまして。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 認知症に対する、4番は先ほど14名ほど研修を受けられたということで、4番は飛ばして、5番目に、認知症の人に対するケアマネジメントが不十分なケアプランが見受けられまして、また利用者のニーズに応じ、包括的に医療、介護サービスを提供する体制が不十分ではないかなと思っているんですけど、その辺の見解を伺わせてもらいます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 介護支援専門員、ケアマネジャーさんですけど、に対しまして、また連絡会議ということで、スキルアップのための研修とか、ケアアップの確認後の書類による通知等も行っているところでございまして。利用者のニーズに応じたサービスが提供されるように支援はしてまいりたいと思っておりますが、今回、マネジメントが不十分と思われる事業所がもしございましたら、また市の方にご相談いただきたいなど、このように思います。

また、利用者のニーズに応じた包括的な医療、また介護サービスを提供するために、今

年度募集をしておりました定期巡回並びにまた、随時対応型の訪問介護・看護の体制も整備を、募集もいたしましたので、そういったものも新年度からまた活用していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） では6番目に行きます。一般病院におきまして、職員の認知症の理解や対応力の不足から、身体疾患の合併等によります手術や処理等が必要な認知症の人の入院を拒否するというこういう問題がございますけれども、もしそういったのに対する見解があればお伺いさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 今、議員のおっしゃっておられる入院の拒否等という部分は、ちょっと具体的にはわかりませんが、現在のところ、市の方には市民の方々からそのような相談を受けたことがちょっとございませんので、ちょっとお答えはできません。申しわけございません。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） わかりました。それは情報漏えいの問題なのでいいと思います。

7番、一般病棟におきます行動、心理状況に対応できない精神科病院に転院するという、こういったケースも、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症の行動、また心理症状の治療につきましては、状態によって専門医に受診、あるいはこれも状況によっては転院ということがやむを得る場合もあるかなど、このように思いますけれども、それについても、医師の診断というようなことでの適切な方法で行っていただいていると、このように思っております。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 8番でございますけど、今政策監からるこれからということでございますけれども、これは平成22年度から介護保険事業計画の中で政策努力義務というふうに設けられておりますけれども、先ほどからこれからの取り組みとおっしゃっていますので、これは一応割愛させていただきます。

9番目でございますけれども、今後認知症の人が増加していくことが見込まれる中におきまして、認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくためには、今後提供水準の居住権サービスや在宅サービス等の介護サービスが十分に対応できないのではな

いかと思いますけど、こういった点をちょっと伺わせてもらいます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 高齢化に伴いますサービス需要の増大ということでの対応。もちろん、高齢者がふえてくるとともに、認知症の方のそういった対応も当然ながらふえてくると、このように思います。これも合わせまして、現在のこの第6期の介護保険事業計画に基づきまして、平成28年度、来年におきましては、定期巡回、先ほど言いました随時対応型の訪問介護・看護、こういった事業所の開設を予定いたしております。また、来年、28年から特別養護老人ホームの50床の部分に至りましても公募を行って、29年度開設に向けての予定を進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 先月、認知症の介護施設12名の入居の募集をされましたけれども、これがちょっと業者がいてないことになっております。こういった原因をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） ご報告申し上げさせていただきましたように、それにつきまして、応募者が一応なかったということでございます。その原因ということでございますけれども、一応その募集期間中には2業者といたしますか、事業所といたしますか、相談はございまして、それで一応その募集期間の間に検討等も行っていただいたんですけども、結果としましてですけれども、施設の全ての要件を整えるところまでには至らなかったというようなことで、結果的には募集がゼロということになりました。

原因という部分がちょっとなかなか難しゅうございますけれども、一応相談はあったわけなんですけれども、準備等々で十分でなかったということがそのときの状況でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 来年に向かって、またそういった施設も大事でありますので、よろしくをお願いします。

10番目に、在宅での認知症ケアを推進していくためには、認知症対応型グループホームの事業がその知識、経験、人材等も生かしまして、地域社会に根差した認知症ケアの拠



点として活動することが現状では十分に機能していないと思います。というのは、この募集はされても、ちょっと出なかったの、これはちょっと割愛させていただきます。

11番目に、介護保険施設事業の職員の認知症の理解の不足から、本来受け入れ可能であるにもかかわらず、認知症の人の入所利用を拒否するなどの問題が生じておりますけども、こういった点はどうでしょうかね。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 現在、認知症の方の入所、あるいは利用の拒否については、市での事例としては聞き及んでいないところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） じゃ、次、12番行きます。一般的に、高齢者は閉じこもりがちでございますけれども、心身の機能が低下し、生活が不活発になることによる認知機能の低下が懸念されております。

本市におきまして、地域ニーズの把握や介護予防事業におきまして、認知機能低下の予防に取り組んでおりますけれども、必ずしも十分でないと感じますけども、こういった点をちょっと見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 介護予防の二次予防事業といたしまして、現在も「のびのび倶楽部」などで認知症の予防ということでの教室を実施しております。また、各地域におきましては、皆さんご存知のようにふれあいサロンでそういった事業を行ったり、あるいは地元で地域で行っていただいたり、あるいは老人クラブさんの方でも認知症予防に関しますことだけではなく、認知症になってもお互いが支え合えて、同じ地域での住み慣れた暮らしが続けられるためのそういったことが地域での取り組みとして行っているところでございます。こういったことで、まだまだ内容といいますか、こうした予防的な事業そのものにつきましても、今後も充実して進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これからもそういった点を広く深めていただきたいと思います。

13、認知症に関する正しいつきあいと理解を地域で認知症の人やその家族に対しまして、できる範囲で提供を行っております。認知症サポーターは着実に今増加しております。

支え合いの活動が始まっております。そのサポーターの助け合いの活動を支援し、認知症の人を支えられる地域づくりへとつなげればと考えますけれども、こういった課題等につきまして、見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症の高齢者等には優しい地域づくりの推進という形で、生活支援サービスの充実に向けて、認知症のサポーターを含めたボランティア等の養成並びにまた発掘、そしてまた、そういったサポーター同士の連携というようなことでの強化をまた今後も図っていききたいと、このように考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 先日も万葉台の方で認知症の方に講習に行ってきたところでございます。

14番目に行きます。若年性認知症につきまして、診断されたが、どこに相談したらよいかわからないなどのことがあるようでございますけれども、そういった点について、本人や家族のご意見があるとお聞きしてございますけれども、こういった点についての見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 今、議員おっしゃっておられたちょっとご指摘といえますか、その事例がちょっとございませぬので、ちょっとわかりませぬけれども、そういった、もし診断をされたという医療機関があれば、そこで見解なり、あるいは今後の治療方法等々ご相談いただけるのではないかなと、このように思いますけれども、もしそれが医療機関でないとすると、市の地域包括支援センターの方にご相談いただきましたら、またその方の状態、状況に合わせてまたご相談に乗らせていただきまして、今後ともまたそういった医療との連携、そういったことで窓口としてお話も聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 若年性認知症の認識というか、事例がないということでございますので、15番、16番がそういった形で、今後若年性認知症になった場合、大変な状況になるかと思っておりますので、こういったフォローもまた考えていっていただきたいと思います。

る質問させていただきましたけれども、この野洲市におきまして、認知症によります

そういった方が長く地域で生活、一般的な生活できる地域づくりをしていきたい、こういった思いで質問させていただいております。

最後でございますけども、るるお聞きしましたけども、市長に対しますこの認知症に対する市長の思いがあれば見解を伺わせていただきます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 認知症に関しましては、私、市長になったときからいろんな施策を積極的に進めてきています。

認知症が課題になったのは約30年ぐらい前、平成の初めぐらいから初めて日本で認知症が課題視されています。

さっきお問いかけになって、認知症関連の医師が滋賀県割合充実しています。滋賀県の施策というのは、日本でも最先端です。なぜかというと、成人病センターにいた医師が最初から取り組んだということで、日本でも有数の認知症の先進地域であります。残念ながら野洲の資源というのは、かなり限られています。守山の成人病センターで、その後その医師は今守山ですと開業していますから、全国で一番、二番を争う認知症の医師であると思っています。

認知症の場合は、今、矢野議員おっしゃったように、本人はもとより、家族とか近隣もそうですし、もう一つ重大なのは、やはり人間というのは歳をとって成長すると。その中で知恵もついて尊厳もあらわれるんですが、最後に認知症ということで、表面的にはその尊厳が失われるという、いわゆる人間のあり方にも関わるということなので深刻だと思っています。

それと、人数的にはどんどんふえてまして、特にこれから10年後ですね、2025年、団塊の世代の人たちが全て75になった段階では、日本で700万人と想定されてます。20%。今でももう潜在的に65歳以上の20%と言われてはいますけども、65歳以上の2割の人が認知症になるということで、これはすごく深刻な事態だと思っています。野洲で見ても、2,600人、今の推計でいくと。となります。

ただ、症状によっていろいろですので、全ての方が深刻というわけではないんですが、数値的にはその数を前提にいろんな施策を打っていかないといけないと思っています。

これまでは対症療法だったと思うんですね。行動が異常だから、あるいは症状があるから、なぜそうなったかわからないけれども、きちっと介護をしようということだったんですけども、今は、ご質問にあったように、原因も、あるいは抑制も治療も一定進んできて

います。そこをきちっと押さえないと、単なる物忘れ外来、これはもう10数年前から始まってまして、物忘れ外来という名前を初めたのも、さっき言った固有名詞挙げませんけども、守山で開業しているドクターの名づけたことです。前は、誤解なく言いますとボケとかそういうことだったんですね。それを認知ということにして、物忘れという形で、人間の尊厳を保ちながら対応するということなので、施設も要りますし、地域の理解も要りますし、家族の対応も要ります。そして、さっきご質問のあったように、財産とか家族関係はこれは地域包括支援センターで対応しますけども、支援センターも今のところは介護福祉士、保健師等の3職でやっていますので、野洲市が築いてきた市民生活相談のノウハウをそこに入れていって、より一層社会的な関係も含めて対応していかないとだめかなと思っています。

それと、残念なのは、新病院の中でも今ご質問のあったさまざまなサービスを考えてまじしたけども、これが消えてしまって、かなり深刻です。野洲病院、今物忘れ外来グループでやっていますけども、最先端の治療のレベルまではいっていませんし、なかなかそこまで整えられない。ということからすると、今言いましたように、介護と治療というこの両面を見据えながら、今後積極的に施策を打っていかないといけません、これも財源と専門職ですから、限界を見極めつつ、真剣に取り組んでいきたいと思っています。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野洲市におきまして、市長がおっしゃったように7名に1名の高齢者が認知症になる可能性があるということでございます。野洲市におきましても、住みやすいまちづくりをともどもに頑張っていきたいと思っておりますので、また協力をお願いいたします。

以上です。終わります。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午前10時45分とします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。高校サッカーの全国大会で、また野洲高校が3年ぶり9度目の出場ということで、前回といいますか、約9年前ですかね、優勝しまして、野洲市の名前を全国に広めてくれました。それまで「のず」やとか「のす」

やかたと言われておったんですけど、まあまあ、「やす」という名が浸透しましたけど、いまだにまだ少し「のす」と言う方がおられるので、今回、またぜひとも頑張ってください、全国で「やすし」というのを広めてもらいたいなというふうに期待をしております。

それでは、一般質問の方に入らせていただきます。

本市の今後の医療政策についてということで市長にお伺いをしたいと思いますけども、このテーマにつきましての質問は、市長にするというよりか、野洲市から総合病院は要らないよという方向にかじを切った議員一人ひとりに本来は聞きたいところなんですけども、そういった意味では筋違いかもしれませんけども、市長にお伺いすることをお許しいたきたいと思います。

市が病院を整備することについて、議会が基本計画の精査見直しを求め、本年8月からその要望に応え見直しをされ、8年目から黒字になるという収支見通しが報告されました。

しかし、去る11月5日、以前から財政が厳しいからとか、多くの市民が反対しているとか、または駅前にはふさわしくないなどと言って反対していた議員は、本会議において先ほど述べた精査見直し結果に基づき、基本設計に要する委託費の補正予算案に対し、質疑も反対の討論もないまま否決してしまいました。財政が厳しい、もし失敗したら基本設計の費用が無駄になるとも言っていましたけども、これまで職員の人件費を除いた各種委員会等には約2,400万円もの経費がかかっております。このあたりは、どのように認識しているのか疑問であります。

この否決を受け、市長は、病院プロジェクトは終わったと取材に対して答えており、その後、野洲病院及び守山野洲医師会にもその旨を文書で発信していることは皆さんご承知のことかと思えます。

市長には、市民の安全・安心と生命を守るという立場から、非常に困難ではあるが、強い信念で病院の整備を進めていただいていたところですが、これを断念せざるを得なくなったことには、我々推進議員としても残念な思いであります。

中核的医療機関のあり方検討委員会からは、市内に一定の役割を担う病院は必要との提言を受けております。

ここで、今日、一般質問の通告書を見ましたところ、こういった審議会、委員会のことを、御用学者たちを集めた審議会、こういう表現をされた議員がおります。後ほど質疑をするようなんですけども、全く礼を失し、議員にあるまじき発言ではないかと、このように思っております。このことについては、別途取り扱っていきたいなと、このように思います。

これに対し、また、市長は報道に対しまして、市立病院計画とは別に市民のための医療サービスをどうするか考えたいとも話しております。

そして、11月27日には、野洲病院の臨時理事会、評議員会が開かれ、病院長は報道陣に対し、地域の中核病院として野洲病院が果たす役割は今後も変わらない。状況は厳しいが、地域からの期待感は強く、この病院をいい方向に持っていきたいと語っております。野洲市から総合病院がなくなるということは、ひとまず回避できたかなと思っております。仮称野洲市民病院には地域包括ケアの病床も盛り込まれていたとおり、今後、医療と福祉はますます重要な位置づけになるものと思います。

そこで、本市の今後の医療福祉施策といいますか、構想につきまして、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

丸山議員の、本市の今後の医療政策についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、医療政策というのは、都道府県レベルでされています。都道府県においても、滋賀県の場合は地域を限って湖南とか、湖北とかということで、地域医療計画の中でどういう医療を供給すべきなのか、そしてその供給体制はどうなのかということで、特に新しい医療制度では、ビジョンをつくって医療計画をつくるということなので、本市の医療施策というのは基本的にはないわけです。広域でやっていますから。ですから、今回の議論の中でも、野洲市が病院を整備しようと思っても、湖南の医療計画の中では野洲病院の199床しかだめだということなので、そこを最大限にやっていますので、本市の医療施策をどうするかという、そこは制度的にはないんですが、重要なので、これまで進めてきたということなので、大上段に振りかぶって医療施策をどうするかという質問は私は成り立たないと思っています。

それと、野洲は住みよさランキングからすると低い。これは便利さと安心度。便利さは商業サービスが低い。安心度は病院と高齢者サービスが他市よりも低いということもあって、医療が重点的な課題になっていると思っています。

私は、市長になる前からそこは重要だということで、病診連携パス、クリティカルパスを整備しようということで、平成21年になって、すぐに関係機関に働きかけて、野洲の医療を考える会というのをつくっていただいて、そして地域連携パスも県内でも先進的に動かしていただいています。そういうときの中核的な医療機関は野洲病院でした。そこに

関連の施設とか、あるいは開業医さんとか入ってもらって、おまけにもう薬局まで入ってもらってネットワークが築かれています。そこに、平成23年に野洲病院は新病院構想、これは裏返せば、立ち行かないということでした、先般、11月27日に野洲病院の評議員会が開かれたらしいですが、職員が傍聴に行ってくださいましたし、新聞にも報道されています。今丸山議員が引用されたように、この事態になっても、野洲病院が何とかいけるとおっしゃっているんですけども、何とかいけるんだったら幸いですけど、じゃ、平成23年は何だったのかと私は思っています。頑張られるんだったら大いに頑張っていたいて、正当な支援をしたいんですが、本当にそうだったら、23年は私はかなり吟味した上で評議員会、理事会、オーナー会を通して持ってこられたものをまともに受けたわけでした、そこにも、当時から言っていましたけども、全国レベルでも最先端の医療関係者と市民の代表が集まって議論していただいています。否決されてから、今順番に滋賀医大学長とか京都大学とか、かつてお世話になった他の方々回ってますけども、一様に信じがたいと。単に、委員の方を誹謗中傷するレベルじゃなしに、野洲市自体が意味がわからないということです。

11月20日にも臨時市長会開きましたけども、ほとんどの市長から、野洲はどうなっているのかということです。基本的に、皆さん市民病院持っています。湖南市も甲賀も甲賀病院ということで持っています。栗東は多大な支援を済生会にしています。守山は市民病院ある。草津は地元の病院に支援をしてきました。あとは全部市民病院が持っています。

この状況の中で、野洲はそうじゃなかった。そして、立ち行かない病院があるからということで、引き受けてやってきたつもりです。いきなり、県の施策である今後の医療施策どうするかと。おまけに市長には筋違いただけけども。ということは、制度はお答えできますけども、中身は筋違いと言われて、お答えはできません。

もう一つ残念なのは、今回3回目の挑戦になりますから、条例案を出しました。これで通れば制度的に担保されるので、病院の事業が動かせるということもあって、職員とも協議をして基金条例を出しました。これも残念なことに3名の方が退席をされました。これによって、病院事業は私がやめたんじゃないしに、実質4回のトライだと私は思っていますけど、3回のトライ、案としては、議案としては3つ出しました。これが全て否決されたわけで、私は地域医療を守るのは重要だと思って職員、あるいは本当に市外の方も本当に熱心に協力してくれました。でも、今答えを持ってはいません。ただ、課題はきちっと認識をしておるということで、ぜひ筋の通った方にご質問していただきたいと思えます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。今のお答えですと、この時点でそこまでお伺いするのは酷かなと、このように思います。ありがとうございました。

それでは、次の2番目の質問にまいります。

市の人事評価制度と能力向上の基本方針についてということでお伺いをしたいと思いません。

10月23日の全員協議会において人事評価制度が、また11月20日の全員協議会では職員の能力向上基本方針が示されました。どちらも職員の能力を最大限に発揮させ、住民サービスの向上のため、相互に影響し合うものだと理解をしております。

そこで、次の内容について質問を行います。

全員協議会で、「人事評価制度の導入について」という見出しで、平成26年5月公布の地方公務員法の改正の趣旨に基づき導入するという目的が示されていますが、この表現からだと、人事評価は今回初めて導入するようにとれますが、初めての導入なのか、これまではどのようにしていたのかを総務部長にお伺いをいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、丸山議員の市人事評価制度と能力向上基本方針のご質問についてお答えいたします。

人事評価制度の導入までの取り組みについてご質問いただいておりますけれども、これにつきましては、今般の改正前の地方公務員法に基づきまして、職務の遂行上の能力、態度等につきましては、勤務評定という制度によりまして職員の評価を行ってまいりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 私も調べましたら、今の人事評価というのは見当たらずに、勤務評定実施要領というのが見当たりました。この中には、評定の結果は能力開発、人事異動・配置、指導・研修、昇任選考の決定などを行っておりますけれども、給与、それから勤勉手当へは反映はしていないようですけれども、実際はどのようにされていたのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現行の勤務評定制度の中では、この結果を昇任者の選抜の参考にしてはおりますけれども、処遇への反映、いわゆる給与面だとかへの反映は行っておりません。



○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ちょっと先に行くようになりますけど、今回のマニュアルの中にはこの勤勉手当とか懲罰が含まれておりますけど、これ、具体的にはまだどういうふうにするとかいうのはまだ決まってないんですか。例えば、評定がこうやったら勤勉手当はこれだけしか出しませんか、そういうのはまだなんですか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 勤勉手当の配分といいますか、差をつけるという全体の枠組みというのは、国の方というか、で決まっているんです。パイは同じくして、ふやした分減らす、減らした分ふやすみたいになるんですけども、実際、具体的に野洲市においてはそれをこの評価の結果をどのようにそれに結びつけていくかという具体的な方法はまだ決定してございません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） じゃ、その関係でちょっとお伺いしますけどね、地方公共団体における人事評価制度に関する研究会の報告というのは総務部長、ご存知でしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） そういった研究会から報告が出ているということは承知しております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） この中には、国家公務員はこうやと、地方公共団体もこれにならってほしいというようなことが書かれておりますので、ぜひその辺慎重に検討いただいて、これからということであれば、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

それから、マニュアルの目的にですね、公務能率の向上につなげ、住民サービス向上の土台をつくることを目的とするというふうに書かれて、この住民サービス向上の土台という、なぜここに土台という言葉が使われているか、ちょっと理解しにくいので、お伺いをいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 職員のモチベーションの向上を図り、職員の意識改革を進めることが住民サービス向上へとつながるものと考えておりますことから、土台というふうにあらわしたものでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） それであれば、私は単に住民サービスの向上だけでいいんでないかなと、このように思うんですね。今さら土台ではないと思うんです。住民サービスの向上やという言葉だけでいいんじゃないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おっしゃるとおり、そういったことはあると思うんです。ただ、直接的に住民サービスの向上という直接ではなくて、接遇の面とかはそうですが、他の項目もございますので、相対的に、もちろん、その住民サービスの向上を目指すものではございますけれども、今回の場合、直接でないという点に着目したということでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ちょっと私はどうかと思いますけど、じゃ、次に行きますが、このマニュアルの中に、目標水準や達成度の判断というのが書かれているんですけど、この言葉は非常に抽象的で、非常に理解がしにくいんです。こういったことであれば、その評価者間の個人差が出て、いわゆる評価の公平性というのは保てるのかなというふうに思うんですけど、この辺は評価の公平性というのは保てるんでしょうか、この表現で。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） この、先ほどおっしゃっていただきました地方公共団体における人事評価制度に関する研究会において示されたこの参考例だとか、あるいは既に多くの地方公共団体が導入しております評価制度を参考にしておりまして、それで、その上で職員代表をはじめ、職員による委員会で十分検討した方法でございます。確かに、一部には抽象的でわかりにくいというご指摘もございますけれども、市役所の業務については多種多様にわたることから、一定大きな枠組みの中で基準を設けることは必要であるというふうに考えてございます。

なお、評価の公平性に努める仕組みとしまして、評価の研修を実施する他、業績評価における目標の水準や達成度につきましては、部門間、あるいは部内における調整会議を別途行うことで、ご指摘いただいております目標水準の均衡、調整を図り、公平で公正な評価になる仕組みを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） やっぱり、部門間とか、その辺で解釈が非常に難しいと思いますので、それぞれのところで、やっぱりこのマニュアルもう一段掘り下げたところをちょ

っと具体的なやつをつくっていただいて、進めていただく。そして、さっき言われた全体の調整会議ですね、その中で調整をしていただくということをお願いしたいんですが、今これをお持ちですか。今のところ、私言うと物すごくわかりにくくて、それで、一つちょっと見てほしいんですけど、18ページの目標の決定(3)のところに書いてある表1、表2というのが逆違うかなと思うんですよ。これちょっと見ておいてほしいんです、後で。この書いてある言葉と合わへんのですよ。ちょっと見ておいて下さい。ここでやることではないと思うので。

じゃ、次行っていいですか、総務部長。

この中には、苦情相談ができるようなシステムが書かれているんですけど、そういうようなことは評価できます。今も何か職員の苦情申し立てか何かあるんですよね、制度としてはね。それを活用されるんか、これまた別のようにとれるんです。といいますのが、人事評価苦情処理委員会というのが書かれているんですけど、これの構成員というのはどういう方になられるんでしょうか。

○議長(市木一郎君) 総務部長。

○総務部長(川端弘一君) 構成員の詳細につきましてはまだ決めておりませんが、他市の例も参考に、総務部長、あるいは教育部長、申し出職員の所属部長、人事課長、職員組合の推薦する者で構成するという方向で検討してございます。

○議長(市木一郎君) 丸山議員。

○13番(丸山敬二君) やはり、その関係者といいますか、市の関係者ばかりではちょっとどうかと思うんです。最近いろんなことが起きると、第三者委員会とかいって、こんな丸投げはどうかと思いますけども、やはりそういう外部の方の意見というのにも必要ではないかと思いますけど、その辺はどう考えておられるでしょうか。

○議長(市木一郎君) 総務部長。

○総務部長(川端弘一君) この今の制度は内部の制度でございまして、ここで職員との間でまだ職員に疑義が残る場合はそういった場面もありますが、うちが用意するわけではございませんが、職員が訴えるというか、公平委員会等もございまして、そういったものを使うものだと思っております。

○議長(市木一郎君) 丸山議員。

○13番(丸山敬二君) わかりました。そういうことであれば、一つ公平な立場の委員会になるようにメンバー編成をお願いしたいと思います。

次に、能力向上の基本方針ということでお伺いをしたいと思います。

第一次野洲市人材育成基本方針、これの人材育成の推進目標期間というのが、平成19年度から平成22年度までの4年間となっております。今回のこの能力向上基本方針の中には、「策定してから7年余りが経過し」となっているんですね。そういうことでいきますと、せっかくこの19年度から22年度までがあったのが、22年度で終わった後、特に何もこういったことの定めがないまま来て、今回この新たな基本方針が出るということですけども、じゃ、この22年度以降の空白といいますか、この間は何かに基づいて人材育成というのはやっておったんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 期間の経過後も、人材育成基本方針に基づき取り組んでまいりました。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 通常であれば、これ終わったので、次の年度というのはやるんですよね。これやらなかった理由というのは何かあるんですか。その中には、何か継続してやるようなことも書かれていたんですかね。私が見たのはないように思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 当然のことながら、時点によって見直しして、あるいはそのままでしたら期間の延長ということも考えられたんですが、そういったことができてなかったことは不適正であったというか、やるべきであったとは認識しております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。そういった改訂版といいますか、その次のができてなくても、もともとがあるので、それでやっていたということで理解はしておきます。

次のところなんですけど、人事評価のところですね。先ほどの人事評価の目的のところには、先ほど言いました公務能率の向上につなげ、住民サービス向上の土台をつくることを目的とするとなっておりますけれども、この能力向上基本方針では、市としての組織力の向上を目指すだけでなくあって、住民サービスの向上というのは書かれてないんですけど、私は、この人事評価も人事評価の結果に基づいてやはり能力向上といいますか、人材育成の方にも反映させると。そして、最終目的は、どちらも住民サービスの向上であると

思うんですけども、この能力向上基本方針の方には組織力としか書かれておりませんが、これだけでいいのでしょうか、お伺いをします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 今回の方針は、個々の職員の能力向上を図り、市としての組織力を向上させることで、魅力あるまちづくりを推進し、市民満足度の向上を図ろうとする、すなわち、住民サービス向上を図ろうとするものでございます。これにつきましては、能力向上の基本的な考えに掲げたものでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） やはりそういうことであれば、この住民サービスの向上というのは私はどちらも最終目的はそこかなと思いますので、行政職の方としては。やはり、そういった人材育成の面ではこっちの方が大事かなと逆に思いますので、やっぱりこれは特段固いものではないかもしれませんが、議会で議決するようなものでもないと思いますので、入れておいてもらった方がいいのではないかなと思います。

次の能力向上についての具体策についてお伺いをいたします。

滋賀県市町村職員研修センターにおける階層別研修を基本的に捉えているということですが、人選はどのようにして行っているのかをお伺いをいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 人選につきましては、階層別研修については昇任の年、また採用、昇任からの経過年数により職員を選考してございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） それは、研修のあれを見ますと、今おっしゃったように職員として任用というんですか、採用されたとき、それからまた何年か4、5年経過後とか、係長とか、いろいろそういうのがなっているんですけど、これは全ての方受講されているのでしょうか、毎年。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） その年に受講できない特別な場合があったら翌年に延ばすとはありますが、全ての職員に受講させております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ということは、課長補佐、課長までなられた方は当然ながら、他の方も全部その段階ごとに受けているということですね。

あと、こういうようなその発展段階といますか、そういった研修もかなりあそこでやられているようなんですけど、この辺はどうなんでしょうか。そういった研修に他の今の段階を追っていく研修以外に、専門的な研修やとかもありますよね。その辺の受講されておる方というのは年に何件ぐらいあるかわかりますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 階層別の派遣研修、派遣研修は延べ92人昨年度で派遣してございます。その中で、階層別の……。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。この階層別といますか、こういったところは選抜で行くのと本人が希望して行くのとあると思いますので、そういったところをしっかりと見ていただいて、やはりこういった研修は受けさせてほしいなど、このように思います。

それから、女性職員の役職登用能力開発に向けた研修受講を促進するという言葉がありますけども、これについては、市は何かするんですか。ただこれを見ただけでは、こういったことが研修を受けろ受けろとしか言ってないようにしかとれないんですけど、市として、これに対して何かするんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 女性職員の能力開発に向けましては、女性活躍推進法というのが新しくできまして施行されましたので、これを生かしまして、策定を予定しております特定事業主行動計画に位置づけまして実施してまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） これに関しては、特にこれまで研修とかを受けてもらったとかいう例はあるんでしょうか。先ほど言った研修センター使われたんか、どこか社外へ派遣されたのか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 女性のための特定したメニューもあったと思うんですが、今ちょっと思い浮かびませんが、研修所では幾つか用意しております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） この辺も、行政側しっかり後押しをして、今言われた、やはり国の方も女性の役職登用というのはかなり言っていますので、その辺はどんどんどん

推し進めていただきたいと、このように思います。

それから、次にOJT促進のためのメンター制度の導入を目指すとありますが、このOJTを活用するのであれば、目指すではなくて、直ちに私は導入、OJTですから導入すべきだと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） この制度につきましては、他市でも実施されているという例もございます。今回、方針に位置づけて導入していこうというものでありまして、実際には早期に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） やはり、現実はそのだと思うんですけど、こういう書き物にも私は堂々とそういうふうにした方がいいのではないかなと思います。ですから私はこんな何か憎まれ口を言うたり、逆に何であんなこと聞くんやと思われるようなことを聞くんですけど、その辺は、やっぱり思いをしっかりと書いておいてもらった方がいいと思います。こんな抽象的な表現とか、何か逃げにとれるようなことは避けるべきやと私は思います。

それから、次に、民間への派遣について、これも同じようですけど、実施に向けて検討をしますとこうなっておるんですけども、じゃ、検討する期間というのはどれぐらいでやられるんか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 検討する期間というのは特に設けてございませんが、現在でも民間派遣研修は、形を変えまして、ボランティア研修ということで、びわこ学園だとか市内の作業所への体験研修を実施しております。今後、他の分野にも、多分丸山議員がおっしゃっているのは、民間、例えば量販店等への職員の派遣ということ想定されているとは思いますが、県内の他市の例、数少ない他市の例を見てみますと、必ずしもかなり大きな成果があったという評価でもございませんので、その辺のところをちょっと真剣に相手さんに負荷もかかりますので、考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今言われたように、私やっぱりこういうボランティアは当然いいんですけど、そういったところへ出向で行って、期間は行って2日か3日、1週間ぐらいで帰ってくるんじゃなくて、1カ月ぐらい長期に行って、例えば営業的センスを身につ

けて帰るとか、そういったところもやって、いわゆる民間感覚というんですかね、その辺をしっかりと養ってもらいたいなど、このように思いますので、ちょっとそういったところも一つ検討の中に加えていただきたいと思います。今お伺いするところでは、別に検討期間があるわけなしに、そういったことでやっていくということですので、その辺お願いしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと出たと思うんですけど、接遇の向上運動というのがこの中にあるんですけど、接遇という面では市民と接する一番大事なことなんですよ。基本方針では、見せてもらいますと、何かそれに関する当たり前のことしか書かれてないんですけど、これ具体的に接遇ですね、他に何か、これ以外にブレイクダウンしたような書き物があるんか、その辺はいかがでしょうか。どういうふうに接遇ってやられるんか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 本市では、平成17年に「さわやか こまやか すみやか マナーアップ宣言」をいたしまして、職員の接遇向上に努めてきたところではあります。

一方、その対応マニュアルとなるものにつきましては、先ほどお答えしました滋賀県市町村職員研修センターの階層別研修に受講いたしまして、そこで接遇についても何回か学ぶことになりまして、そのときに相応のテキスト、マニュアルといいますかね、を職員は持ちますので、そういったものは市としては直接用意しておりませんが、ございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） じゃ、そういったところへ行って受けた方、そういった接遇のことについては、こっち帰ってから伝達研修というんですかね、そういったものはやられているんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 伝達研修は課内会議、これでするようにしております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。接遇というのは、先ほども言いましたように、非常に市民と直接接するところなので、大事やと思います。

これ、ちょっと私の提案なんですけど、いろいろなところで教育もいいんですけど、いわゆるロールプレーですね、こういったものを取り入れたらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。



○総務部長（川端弘一君） そのロールプレーというのも県の市町村研修センターではその都度職員は体験しております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ぜひそういった体験してこられた方でもって、先ほど言いました伝達研修という中で、ロールプレーで一つやってもらうのが一番いいかなと私は思いますので、ぜひともこういったところを取り入れてやっていただきたいなと思います。

それから次に、業務改善ですけども、これは職員提案規程とかいうのがありまして、多分やっておられると思うんですけど、過去3年ぐらいでこの提案が出された件数と、それから採用された件数というのを伺いたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 提案は3件で、そのうち採用が1件でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） そういった提案された方とか、採用された方についてのその賞というんですか、何かよっぽどいいやつには表彰するとかいうのが何か書かれているんですけど、例えば図書カードを渡すとか、そういったことは考えておられないんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 提案制度につきましては、人事の方から積極的につくって下さいという形で毎年しているものは、その成果を発表する場を年度末に設けております。個人的な提案というのはなかなかないので、今おっしゃっていただいているような表彰というのは現在のところ実例はありません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 企業では、かなりそういったのをやっていると思うんです。当然、企業はその業績が上がるというんですか、極端なことでは収益につながるような、利益が出るようなことでしたら、かなり褒めるわけですよ。そういった意味でも、この中に書かれていました功績があったとか、そういったものに対しては表彰してみんなに知らせるというようなこと書かれているんですけど、やはりこういうことも渡して意欲を出させるというのも大事なことかなと思うんです。

そういった改善とか提案が出ないということなんですけど、ここでもう一つ、じゃ、提案したいのは、いわゆるQC活動というのを取り入れたらいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君）　ＱＣにつきましても、我々、いわゆる幹部級の研修の中で、その取り入れについては先行事例等も紹介されながら研究はしたこともございます、過去には。現在、各市町でそれを取り組んでいるところはなかなか県内では少ないと思うんですけども、そういったことを研修で取り入れを検討したことはございますが、現在は取り組みは野洲市ではしておりません。

○議長（市木一郎君）　丸山議員。

○13番（丸山敬二君）　やはりＱＣ活動というのは、いわゆる問題解決にもつながっていきますし、業務改善ですね、当然業務改善されていくと思うんですけど、そういうことで非常に大事なので、他市に先駆けてでもやっていただけたらどうか。なかなかこういった自治体で取り入れるのは難しいかもしれませんが、部門によってはやれるようなところもありますし、とはいわずに、各部署でやって取り入れていただけたらと思います。研修センターでやっているからとかいうんじゃないくて、やっぱり積極的に私はやってほしいなど、このように思います。

それから最後になりますけど、冒頭にも言いました人事評価とこの人材育成というのは非常に強い関係があると私は思っておりますけども、総務部長、この辺の関係について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（市木一郎君）　総務部長。

○総務部長（川端弘一君）　人事評価制度を確立させて、その職員のよい評価と、あるいは逆に努力をするべき点、これをはっきりと上司が見分けまして、それを第三者的にはこうですよということを職員に伝えることで、職員のモチベーションの向上につながり、さらなる努力を促すことに通ずるということから、職員の意識改革が促進されるというふうには考えております。このことが、職員の能力向上、すなわち人材育成、ひいては議員おっしゃるような市民サービスの向上につながるというふうには認識しております。

○議長（市木一郎君）　丸山議員。

○13番（丸山敬二君）　ぜひともやはりこれ関連あることですので、しっかり関連づけたことでやっていただきたいなど。これも2つの中で回るのではないかなと思うんですよ。人事評価して、今度人材開発の能力開発の方にそれをつなげていく。その結果がまた人事で評価されると、こういうことになるので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

今回示されましたこの2つのことについて、特に人材開発の方については、質問でもさせていただきましたけど、表現が何か余り主体的になってないなど。言うたら、逃げの表

現みたいにとれるところがあるので、そういうところはしっかり、いや、これをやるんやというのをぜひとも見せていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

本来なら、これは職員組合との間で話というか説明ができた上でのことだと思っておりますので、今さら議員が言うことではないかもしれませんが、先ほど言いました、やっぱり私見ますと、ちょっと目につくところがありますので、いろいろお考えをお伺いさせていただいたと思います。

もう1点気になるのは、どちらも、どうも総務省あたりから文書が出た、自治法が改正になった、公務員法が改正になったタイミングで何か出ているような気がするのですが、その辺は、そうじゃなくて、やっぱり実態に合った改定なりして、どんどんどんどん進めていただきたいなど、このようにお願いをして終わりにさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第3号、第1番、北村五十鈴議員。

○1番（北村五十鈴君） 第1番、北村五十鈴です。議長のお許しが出ましたので、大きく2点質問いたします。

最初に、給食の残食についてお聞きします。

「食」をテーマに、今年5月から10月、イタリアでミラノ万博が開催されました。日本館はパビリオンの中で最も人気のあった館として金賞を受賞、その人気はヘルシーな日本食にあったと言われております。

しかし、このミラノ博、一方では飢えも伝えております。21世紀を迎えた現在もなお、世界人口の8分の1に当たる8億人もの人が日々食糧不足にさいなまれながら暮らしております。幼い子どもに至っては、毎年500万人以上が飢えで死亡。でも、飢餓の原因は食糧生産量の不足ではなく、飢餓の根底にあるのは貧困だと言われております。

日本でも、貧困児童救済に給食が始まりました。日本の給食の起源は1889年、明治22年、現在の山形県鶴岡市、その後、昭和7年、貧困児童だけに学校給食が実施され、昭和15年、貧困児童だけではなく、栄養面を考えた学校給食が始まります。そして昭和27年、全国の小学校を対象に完全給食が実施され、その後、昭和29年、学校給食法が施行されます。

以来、60年が過ぎた現在、給食は当たり前になりつつあります。

本市でも、現在中学校まで日約6,300食が調理されております、しかし、給食ですので、お昼までに必要で、6,300食を約45人から50人の調理員さんで早朝よりご苦労いただいております。以前に比べてアレルギー食もふえ、安心・安全な、そしておいしい

給食を提供するのは、本当に頭が下がるくらい心身ともに重労働です。なのに、残食として戻ってくると悲しくなるとお聞きしました。

そこで、この給食について、教育長に幾つかお聞きいたします。

本市では、給食に関する協議会が幾つかあると聞いておりますが、どんな協議会があるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、北村議員の残給食、皆で考え減らしましょうの1点目につきましてお答えをさせていただきます。

本市には、給食に関しまして協議する委員会が給食運営委員会、献立検討委員会、物資選定委員会の3つあります。

給食運営委員会は、年1回、6月11日に開催をいたしました。委員は、小中学校園長代表者、小中学校園保護者代表、学識経験者の合計15名で、給食の実施計画、給食費に係る予算・決算、給食の実施に関し必要なことを協議いたしております。

献立検討委員会は、年3回開催をいたしてございまして、既に6月25日、10月14日に開催し、あと1回は1月13日に開催をする予定でございます。委員は、各小中学校園の保護者代表、小中学校給食主任の代表、学校教育関係職員、それから給食センター関係職員の計10名で、給食の献立作成に関することを協議いたしております。

物資選定委員会は、年3回、7月22日、11月18日に開催いたしまして、2月の17日にもう1回は開催をする予定でございます。委員は、小中学校園の保護者代表、小中学校給食主任代表、学校教育関係職員、給食センター関係職員の計10名で、物資購入に係る選定に関することを協議しております。

残食の話題につきましては給食運営委員会では出ておりませんが、他の委員会では、残食を減らすために、子どもたちがおいしく食べられる味を工夫し、栄養も十分に摂取できる献立にできるように検討をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 私は、まず野洲市の給食、特に残食の実態をお聞きしたいと思い、給食センターに何度か伺いました。見解は、残食は残念だということでしたが、センター特有の悩みもおありのようで、調理員さんの長期欠勤が急に出ても、規則で検便等の検査に2週間はかかるため、急な補充がとても難しいとのことでしたが、そんな中でも、

センターの皆様は一生懸命調理して下さっていました。

そこでいただいたものが資料1になります。資料1をご覧ください。2014年度本市の給食残菜率になります。全てを平均しますと残菜率は10.55になりますが、まずはこの数字の見解を教育長にお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 平成21年度から平成26年度の推移を見てみますと、小学校の平均は約8%から約6%となり、2%減少をしております。中学校の平均でございますが、中学校は約19%から約13.5%となり、5.5%の減少を見ているところでございます。小中学校とも減少傾向にはございますけれども、全国平均が約6.9%というその数字から見ますと、中学校の約13.5%は、これは多いかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 私は、この数字を知ったときに、それならもともと1割つくる量を減らせばいいのではとか、メニューによって残量が決まっているみたいですので、好きなメニューをふやせば、残量のことだけを考えるなら解決するのではと、浅はかにも思ったものでした。

それから教育現場に出向き、聞き取りを繰り返しました。すると、残量の多かった幼稚園の疑問はすぐに解決しました。それは、幼稚園の場合、3歳児は保育園と違い、初めての給食になるため、慣れておらず、5歳児になると残食はほとんどないとのことでした。小学校はもともと残食は少ないのですが、それでも簡単な体操をしておなかをすかせて、残食ゼロの日を目指していただいております。では、残る疑問は中学生なのですが、中学生の校長先生のお話からは、いろんなヒントをいただきました。お聞きしました残食の思い当たる理由の幾つかですが、中学校になると、女子はダイエットのために量を控えている。嗜好が和食から離れてきて、煮物が苦手になっている。野菜、特に豆の料理を残すことが多い。給食時間が足りない。ご家庭での間食、コンビニ等で簡単に食べ物が手に入る等でした。結果、わざと食べない、好きなものでないから食べないという答えが多かったように思います。

では、教育長はこの数字をどう捉えられましたでしょうか。小学校の平均は6.5ですが、中学校が13.5と高くなっています。普通に考えますと、中学生の方が体格もよく、

よく食べるのではと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 普通ですと、育ち盛りで食欲のあると思われる中学生であるわけですが、これが残菜が多いということは、私の教職経験からしましてもわからないわけではございません。今、議員がお聞きになられたように、盛りつけられた給食を一口食べまして、これは私の口に合わないと言って残したり、教師が頑張っって食べようとするふうには呼びかけましても、このおかずは嫌いだと言って自分で勝手に判断をするという、そんな理由も考えられますし、また、生徒の中には、自分の体型を気にして少ししか食べない子もいるといったようなことが現状ではないかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 続いてお聞きいたします。

資料2をご覧ください。これは、率の他に近々の残菜量も明記してあります。ここでは一部だけ添付させていただきました。平均すると、率は市全体では約1割ですが、これをキロに直しますと、日300キロ、年に直しますと60トンが一部は肥料に利活用されていますが、廃棄されることとなります。それに、費用面から見ても、現在の給食を維持していくのに年間約5億の予算が必要となり、そのうち、約半分は給食費として負担していただいております。その残りの2億5,000万が税金となります。負担金も含めて、先ほどの残量1割に置きかえますと、ざっくりですが年間5,000万が無駄になっていることとなります。この現実、この数字を教育現場や保護者さん、子どもたちには伝わっておりますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 給食センターでは、残食のデータを毎月学校に送付をしているところです。学校では、給食委員会でそのデータを確認いたしまして、残食を減らす取り組みを実施したり、その取り組みの効果を確認したりするための資料として活用をしているところです。

学校保健委員会というのがありますけれども、この学校保健委員会では、食育についての取り組みとして、PTAや地域の方に食の大切さについて啓発している学校もございます。市内の給食残菜量を提示いたしまして、偏食をしないでバランスよく食事をするこ

の大切さを家庭にも呼びかけております。栄養士が考案した献立を委員の皆さんと一緒に調理をする活動を通して、子どもの成長が食に大きくかかわっていることを周知するとうそんな実践もごさいます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 私もこの問題を中学生、中学校で校長先生にお伺いしました。残食があるのは、皆さん知っていて下さるそうですけれども、数字までは伝わっていないのかなとお聞きいたしました。

そこで、私は数字のことも含めて、給食を食べている当本人、生徒さんにどうして残すのか、まずはその理由を聞いてみることはできないかお願いしてみました。答えは、方法はそれぞれの学校で工夫するとしてアンケートをとってみるとおっしゃって下さいました。その上で、押しつけて食べさせるのではなく、給食の意義や食べることの大切さを説得ではなく、納得して、もう一度日本食のすばらしさや食の文化についても考えてもらいたいともおっしゃって下さいました。

そこでお聞きいたします。先生のおっしゃっていただいていることは食育だと思いますが、そのためには専門家の助言も必要かと思さいます。その体制についてお聞きいたします。

食育を推進する栄養教諭が県には現在39名おられますが、本市ではいかがでしょうか。また、栄養教諭に続いて栄養士さんも大切な役割を担っていただいています、本市の現状をお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本市では、栄養教諭は1名、これは野洲小学校に配置をしています。配置というか、所属をしておりまして、センターにお勤めをいただいているところ。学校栄養職員も1名、この方は中主小学校に所属をして給食センターにお勤めをいただいている。それから、栄養教諭が1名、この方は市費でござさいますけれども、嘱託職員として配置をしているところ。この栄養職員とか、あるいは学校の栄養教諭、この方たちをお願いをいたしまして、食の専門性を生かしていただき、教科とか総合的な学習の時間、あるいは特別活動の時間に積極的に食に関する指導を行っていただいているところ。でござさいます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 貧困から始まった給食ですが、時は流れ、今またその貧困から給食に救われている子どもたちもふえてきています。だから、給食は守らないといけないと思いますし、そのためにも、残食を減らして、いえ、減らすことだけが目的ではなく、食べることは生きることだと、しっかり食べる習慣を子どもときから身につけること、そのことを教えることが将来の子どもたちの心の成長も含めて、健康を考える意味でも大切だと思います。その一方で、農家の方や調理して下さる方に感謝する優しい心も育てほしいと私は思うのです。センターや学校現場、保護者、もちろん子どもたちみんながもう一度給食を考えてみるべきではないでしょうか。

最後にお聞きいたします。本市の残食を減らす方向性も含めて、給食の意義等を教育長、お聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、給食の意義でございますけれども、近年偏った栄養摂取、朝食を食べない子といった食生活の乱れ、あるいは肥満傾向、痩身傾向の子どもたちがたくさんおまして、そういった子どもの食に関する問題が深刻化してきている状況ではないかなと、そんなふうに考えております。

学校給食は、年間の食事回数の約1割6分ぐらいしか学校給食は食べてないわけですが、やはり食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける上で、給食は意義があるものだと、そんなふうに考えております。

そこで、給食を提供する給食センターでは、おいしい給食の提供に努めております。さらに、食への関心を高めるために、行事食、それから全国味めぐり、児童・生徒の考案をした献立、セレクト給食などを献立に取り入れております。

給食をいただく方の各学校におきましては、ゼロのつく日を残食ゼロの日としたり、給食委員会で残食ゼロの取り組みが楽しくなるように、明るく和やかな給食の場づくりを呼びかけたりしております。また、学級担任は毎日配膳に関わる中で、偏食しないでバランスよく食べることの大切さを伝え、感謝の気持ちで残さず食べることの習慣を身につけることができるよう、日々指導をしているところでございます。

このような、学校や給食センターでの取り組みだけでなく、やはり食事の基本は家庭にあると、家庭での食習慣が重要になると、そんなふうに考えております。各家庭においても、子どもの成長が食に大きくかかわっていることを大切に考えていただいて、偏食しないでバランスよく食事をするのと、感謝をして食事をするものの大切さをぜひ子ども



たちにも伝えていただきたいな、そんなふうに考えておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後1時とします。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○1番（北村五十鈴君） それでは、続いてキャラバンメイトについてお伺いいたします。

この事業は、高齢化でふえ続ける認知症への対策として厚労省が2005年度に始めた事業です。キャラバンメイトになるには、医師や専門家から6時間の講座を受け、ボランティアとして登録されます。

キャラバンメイトの仕事の一つは、自治体と協働で地域の住民、学校、職域等を対象に、認知症に関する90分の学習会、認知症サポーター養成講座を開き、メイトが講座の講師役となって、今度は認知症サポーターの育成を行います。現在全国のメイト数は11万4,365人、本市でも62人が登録されています。

私は、以前認知症の中でも徘徊問題に対する本市の方向性を、一般質問で大牟田方式を引用してお聞きいたしました。あくまでも徘徊問題に対してですので、ポイントは違いかもしれませんが、当時本市の認知症対策の方向性を執行部にお聞きしたところ、認知症を正しく理解していただく市民をふやすためにもキャラバンメイトの増員を示唆されました。私も納得して、当時52名のキャラバンメイトの53番目になろうと講習を受け、キャラバンメイトに登録していただきました。その2年に一度の講座で、26年度では新しく10名のメイトさんが誕生したことになります。しかし、その62名という数字だけをいえば、県内13市の中では一番少なく、人口数が近い湖南、高島、米原に比べても少ない状況です。

その後、キャラバンメイトに登録された私には、月一回の連絡協議会の案内が届くようになり、出席いたしました。協議内容は、サポーター講座の依頼が来ている団体のお知らせや出席できるメイトの確認、他には、例えば次の講座の指揮者発表や、そのときの司会や講師役を誰がするかというものでしたが、協議というより、既に決まっている書いたものをもらうそんな内容でした。

私は、最初何もわからず、連絡協議会やサポーター講座にも公務が許す限り参加しまし

た。すると、回を重ねるごとに自然と疑問が湧いてきました。この団体は、誰が、どこがまとめているのか、そう思ったのは私だけではなく、入会の新しいメイトさんからも同じ声が聞こえてきました。

資料3、4をご覧ください。包括支援センターからいただいたものです。月一回開催されているメイトの連絡協議会の出席人数、メイトの出動状況、活動いただいている実人数です。メイトは全員ボランティアですので、無償です。

厚労省は、行政と協働してとありますが、本市に関していえば、行政の事務局がそのほとんどを決めておられました。実際、サポーター講座に参加しても、新しいメイトの出番は余りなく、手持ちぶさたで、活動の参加必要を感じることができず、1人減り、2人減り、結局以前からご苦勞いただいている家族の会の人に負担はのしかかり、現状、表にもありますように、連絡協議会もサポーター講座も家族の会以外のメイトさんの参加は議員3名を除けば1、2名で寂しい現状です。

この現状を、私は過去に2度事務局に尋ねました。なぜ参加が減っているのかを必ず理由があるはずだから聞いてほしい、参加者をお誘いするのに、個人情報も載せなくてもいいので、名簿が欲しい。参加しやすいように地域に絞ってはどうか。26年度には25回もの出動回数があるのだから、交通費ぐらい予算申請してはどうか等々、しかし、どれ一つ受け入れてはいただけませんでした。

このままでは、本市のキャラバンメイトの適切な運営が心配になります。

そこで、全ての質問を健康福祉部政策監にお聞きいたします。

いただきました資料は24年度からですが、国では2005年度からの事業とありますが、本市ではいつから取り組まれているのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 北村議員のキャラバンメイトの実働に対しまして、お答えをいたします。

野洲市では、キャラバンメイトの養成講座を2006年度から、平成18年度ですが、湖南4市の合同で開催を始めております。翌2007年度、19年度ですけれども、から、認知症のサポーター養成事業に取り組んでおります。

以上、答弁とします。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 2年に一度のメイトの講座で、26年度は約10名の新メンバ

ーがふえたこととなりますが、その対応を協議されたのでしょうか。例えば、新しいメンバーの役割づくりや活動しやすいカリキュラム、そういった仕組みや体制の調整は事前に準備はされたのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 新しいメンバーの方への対応としまして、特別なことを行ったわけではございません。キャラバンメイトの登録、あるいは連絡会の案内などについては同様にさせていただいております。

市としまして、新しいメンバーの方も含めまして、一人でも多くのキャラバンメイトの方に活躍をしていただきたいと、このように思っておるところでございます。なお、またその新メンバーの方についても、いわゆる長年取り組んでいただいている方とのやはり経験の豊富さ、そうしたものがやはり違ってまいりますので、新メンバーの方々にも活動になじみやすいような実施の方法、こういったものというのを工夫もしながら、活動しやすいようなオリエンテーションなども含めて、活動の協力をいただけるように工夫もしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 現在、本市のサポーター養成講座の講師は、ほとんど事務局が行っておられて、新人メイトは講師役にはなれません。反対に、なれと言われても、メイトになった以後スキルアップの講習もなく、これではメイトの成長もやりがいもないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症のサポーター養成講座の開催の要件といたしましては、サポーターの養成講座についてはキャラバンメイトさんに行っていただくということになってございますので、そういったことを進めていただきますが、認知症を理解していただくための講義、こういったものについては、市の包括支援センターの職員もメイトでもございますので、講師をしております。なお、また、ご承知のように講座の全般的な司会の進行ですとか人形劇、紙芝居、こういったものについては、グループワークにおける進行役としまして、事務局以外のメイトさんの方にも担っていただけるように、今後も工夫も凝らしながら、メイトさんも実践をしていってもらえるように進めていきたいと思っております。

また、スキルアップにつきましては、これは年一回ですけれども、湖南4市でメイトの交流会等も行っております。そういった中で、研修等を、また他の市のメイトさんの交流、こういったものも通しながら、スキルアップにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） メイトのメンバーの名簿についてお聞きいたします。

本市の他のボランティア団体に私は6つほど入らせていただいておりますが、聞けば教えて下さいます。しかし、この団体は活動している私たちメイトメンバーにも公開されず、事務局だけが把握しているのは何か理由があるのでしょうか。今まで随分あやふやになっていましたが、真実を教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） メイトのメンバーの方の名簿の公開ということでございます。

認知症のキャラバンメイトの連絡会におきまして、事務局のほうから、会員の名簿、皆様方に公開についてメンバーの中のご意見がありましたので、提案をいたしました。しかしながら、全員の同意までは得られなかったというようなことでございまして、現在公開という部分までは至っておりません。これは、同じ会員の中同士のことでございまして、今後も連絡会等の場で、また皆さんのそういった連絡体制等も含めて、皆さんと話し合いをしながら、公開できるものについては公開、皆さんのご意見も十分聞いた上でという形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） いただいた資料の数字にも顕著にあらわれている活動参加内容ですが、実人数からもわかるように、同じ方が多く、26年度に比べて、27年度は出勤人数も減っています。実際、この参加人数では、この先厳しい活動になると思いますが、この現実をいかがお考えですか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 27年度の認知症サポーターの養成講座の実施回数は、前年の同時期に比較をいたしますと、確かに少ない状況でございます。今後予想されます講座もありますけれども、今年度末には前年度、26年度とほぼ同等ぐらいまでなる

のではないかという、ちょっと見込みでございます。

認知症のキャラバンメイトの連絡会の出席の実人数につきましては、現在のところ、これも前年度より確かに少ない状況にはなっております。今後、また参加につきましては、この趣旨、目的、あるいは内容等を重視しまして、メイトの皆さんにこういった内容を十分把握はしていただいておりますけれども、また再認識もしていただきながら、多くの方に参加をしていただけるよう呼びかけていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 来年度は、キャラバンメイトの講座が開催される年度になりますが、新メンバーがふえても、体制が変わらないと、私たちのように活動されなくなるメイトさんがふえてもつたいないと思いますし、活動実績がないメイトは登録の取り消しもあるとお聞きしていますが、改善の方向性はお持ちなのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 市といたしましては、先ほどの答弁とちょっと重なりますけれども、一人でも多くのキャラバンメイトの方に活躍をしていただきたいと、このように思っております。今後ともまたこの高齢社会、あるいは認知症の対象の方も当然ながらふえてくる、こういった傾向になりますので、ますますキャラバンメイトの皆さんの活躍を協力をお願いしたいと、このように思っております。

また、新メンバーの方につきましては、先ほども言いましたように、今後また経験を積んでいただくことになっていきますけれども、活動になじみやすい、あるいはまた活動しやすいようなオリエンテーションなどにも力を入れながら、活動に力を入れてもらえるように進めていきたいなど、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 現在の出動の実態は、ずっと頼りにしてきているおんぶに抱っここの家族の会のメンバーさんです。しかし、家族の会も後継者問題に頭を痛めておられます。これからは家族の会のメンバーさんに頼らないと活動が成り立たないのが現実ですが、家族の会とメイトの立ち位置をいかがお考えですか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 介護者家族の会の方には、ご自身の介護体験をもと

に、さまざまな知識を生かしていただきながら活動していただいているというのが現状でございます。家族の会の会員さんについては、介護の相談員、あるいは民生委員さんなど、さまざまな方が入っていただいておりますが、キャラバンメイトの養成講座の受講のときのこれも要件の一つでもございますので、特に家族の会さんとの特別な立ち位置というようなことでの位置づけはしていないという思いでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第6期、この中に、最もよく出てくる文言に、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生きがいを持って自立して暮らしていくとあります。そのためにも、認知症問題、メイトさんの活躍はなくてはならないものであり、今まで以上にメイトの増員も必要です。

それに、キャラバンメイトの任務には、もう一つあると厚労省は言っています。それは、ネットワークづくりです。サポーターをふやすだけに終わらず、その中からメイトになっていただく呼びかけをしたり、各自治会に顔をよく知るメイトが一人はいるような体制づくりのお願いに回ったり、企業の中にもメイトを置いていただけるように啓発したり、市内の子どもたちがサポーターで活躍できるような仕組みを考えたり、そういった横と横の間に入り、ネットワークづくりもキャラバンメイトの大切な仕事です。

ただ、本市ではまだネットワークづくりには進んでいないのが現実です。だからこそ、忙しい事務局だけが抱え込まずに助け合う、その助け合う方法を考えるのが事務局の仕事ではないでしょうか。この高齢化に伴い、入院できる病院はどんどん減ります。それに、近い将来、野洲市には入院できる中核医療はなくなるのではという道を突きつけられている今、高齢者だけでなく、間違いなく野洲市の地域医療には厳しい将来が待っています。そのためにも、地域で助け合って暮らしていくためのまちづくりとして、本市では包括支援センターを市の直営設置運営として位置づけ、関係機関との連携強化を図っていただいております。

最後にお聞きいたします。

2025年を見据えて、認知症問題は待ったなしの状況です。そんな中で、キャラバンメイトが適切に機能していないのは、市民の皆様に申しわけなく思います。他の団体のように、事務局はバックアップに回り、メイト主体の団体に移行する時期に来ていると思いますが、これからの事務局の方向性をお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） キャラバンメイトの方々につきましては、本来ボランティアとして活躍をいただいております、また主体性を持っていただいて、主体的に活動していただくということは重要と考えております。しかしながら、ボランティアというようにことでもあり、またそれぞれの方々のライフワークというものの中で協力をいただくということで進めていただいておりますので、そういったことの中で十分発揮をしていただきたいなど、このようには思っております。

現在、事務局におきましては、キャラバンメイトの皆さん方にご意見を伺いながら活動を推進しておるところでございますけれども、認知症サポーター養成講座の企画、また運営等について、また今後とも会員の皆様方とともに話し合いを進めながら、より主体的に活動していただけるように支援できる方向での取り組みを進めてまいりたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第4号、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点目、後期高齢者の健診について質問いたします。

2015年度から対象者が大幅に制限されました。全県的には2014年度は14万3,767人の健診通知が、2015年度には2万775人になっています。生活習慣病等、日常的に医療機関に通院している対象者を除くとしたためです。これまでは、経過措置として市や町が対応していましたが、今年度から全県一括して除外にしたためです。

そもそも健診の目的は、生活習慣病等の早期発見や重症化の予防及び心身機能低下を防止するという観点から推進に努めてきたと、県の27年度健康診査推進計画の1ページに書かれています。また、4ページには死因の第4位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が肺炎、第4位が脳血管疾患と書かれています。これらの疾病を予防するためには、早期発見、早期治療が有効であります。除外された人は自費で検査を受けるしかありません。

そういう中で、以下の点についてお尋ねをいたします。

第1点目は、野洲市の場合、2014年度に健診通知を出したのが何人で、15年度は

何人かお尋ねをいたします。また、通知をして受診されたのは何人かをお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、野並議員の高齢者健診に係るご質問にお答えをいたします。

野洲市では、平成26年度には4,651人に、平成27年度には1,085人に高齢者健診の受診券を送付しており、このうち、平成26年度には2,348人、平成27年度には10月末時点で374人が健診を受診されています。なお、今年度受診者数につきましては確定ではなく、今後もう少しふえる見込みでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ちょっと今、数字しっかりと1,600何十何人というのがちょっと筆記でき切れませんでした。

この県の資料によりますと、受診の目標を50%という形になっております。平成25年度の受診率が全国平均は25.1%、26年度が25.6%と上がっているのは、生活習慣病受診者を除外したことによると書いております。県が全国平均に比べ21.9%ということで低いというこの状況は、生活習慣病を除外していないからやと。だから、除外すると24年度では37.3%、25年度は38.6%と数字が上がるということになっておりますが、これでいいんでしょうかという思いがいたします。

野洲市では、51%の受診率と、ちょっと数字もう少し聞いた数字が細かく変わってはいますけども、けども51%ぐらいの受診率ということになっております。大いに評価ができるんじゃないかというふうに思います。

野洲市は、この特定健診の受診率、75歳以下の方ですね、特定健診の受診率を上げるために、さまざまな働きかけが行われておりまして、こういう75歳までの保健指導があればこそ、受診率を引き上げているんじゃないかと思えます。対象人数を下げっていくというそういう方向でなく、野洲市のように保健指導をきめ細かくやっていくという、こういうことを全県的に広げていくことこそ、早期発見、早期治療に結びつけられるんじゃないかと考えるんですが、どうお思いでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 今おっしゃっていますのは、特定健診の方をおっしゃっているのか、ちょっと一緒にお話をされましたので、高齢者の健診につきましては、先ほ



どちょっと人数を申し上げましたとおり、26年度では2,348人、50.5%になりますし、今年では374人ということの受診でございます。

特定健診の方では、それは特定健診をより多く受けていただいて、健康を、健診をして、その後健康を保持していただくために、再通知等で現在野洲市では26年度で53.6%の特定健診の方は受診率でございますので、ちょっとご質問の方がどちらをどういうふうにおっしゃっているのかが若干理解できなかったもので、整理すると私どものはこういう状態でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） だから言ったように、野洲のように特定健診のきめ細かな後のフォローですね、そういうことを行っていけば、この高齢者の75歳以上の方の健診率も上がるのではないかと。50%という目標ですけども、野洲は既に75歳以下の方々でもう50%になっていますからね。しかも、この特定健診を見ても、75歳以上の健診のことを見ても、やっぱり50%を超えているんですよ。だから、要は、75歳以下の方々の特定健診のそういうシステム、体制、そういうものを後期高齢者の75歳以上のところに持っていけば、当然私50%の目標を達成できると思うんですよ。その生活習慣病の人を抜いて、全国は抜いているから滋賀県よりも高いんだというふうな、そんな観点ではなくて、野洲のこの健診のシステムを本当にもっと徹底して全県的に行っていけば、受診率は私は上がるというふうに思うんです。そういう意味で、ちょっとお尋ねをしたんです。

本当に人数がぐっと下がっておりますのでね。それは、多くの方が今回何で通知が来いひんかったんやというふうなのがたくさんおられたと思います。何人の方からそういうふうな問い合わせがあったのか、また、生活習慣病で通院されている方は、健康診査の項目を年1回はされているのかどうか、その費用は幾らかかっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 担当課におきまして把握しています限りでは、115名の方からご質問やご意見をいただいたということでございます。

なお、既に生活習慣病を発症し、治療中の方につきましては、発症予防や早期発見のための健診ではなく、医師の指示のもとで症状の改善や重症化予防等のために必要な処置と検査が行われており、検査の回数等は把握はしてございません。

また、生活習慣病の治療経過において行われる検査につきましては、健康保険の適用に

より実施されることとなります。その費用につきましては、医師の判断によって実施する検査項目等が異なってくるため一概に申し上げることはできませんが、高齢者健診と同等の検査を、医師会との契約単価と同額程度で健康保険の適用により受診されると想定いたしますと、1割負担で800円程度、3割負担で2,500円程度の負担になると予想されます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 1割の人で800円、3割で2,500円の結局はお金を出さないと健診のきっちり全部してもらおうということができないという状況やというふうに思うんですけども、県の資料では、健康診査について追納課題が必要というふうに書かれています。その1つが、対象者の6割以上が健診を受診していない。2つ目が医療機関の受診が必要であるにもかかわらず受診していない者がいる。3つ目が、健診も医療機関にも受診しておらず、定期的な健康チェックを受けていない者が14%もいると書かれています。

野洲市では、健診を促す手紙を出していますし、また保健指導のお知らせ、これ特定健診のものです。特定健診ではそういうお知らせの電話、ぜひ保健センターに来て下さい、いつがいいでしょうかというふうな、本当にきめ細かな電話を私も受けましたので、かかってきています。一人ひとりの保健婦さんが、本当に対応されておりますこのきめ細かな健診率、受診率がやはり健診というところではパーセントを上げていっているんだというふうに思います。

次に、入院とか入所などの一部の人を除いて、健診通知を届ける必要があると思うんですが、広域連合の健康診査推進計画の見直しをする必要があると考えます。広域連合議会の議員でもある山仲市長に見解を伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、後期高齢者医療制度における高齢者の健診に関する見解、見解というのは漠然としていますけども、そもそも単純な話です。後期高齢者だけじゃなくて、市民全てが早期発見、早期治療、対応というのが原則ですから、まずは健診なんですけども、今まで問題になっていたのは、先ほども部長も言いましたように、既にもう治療を受けている方、自らが病気ということで診察を受けて治療を受けている方に、同じか、あるいはそれよりも軽い健診をして、共通経費を使っているのがいいのかどうか

という問題も従前からありました。二重なわけですね。ですから、野洲の場合、やってもいいかなと思ったんですけど、皆さん方、既にご承知だと思いますけども、去年までは後期高齢者に関しては健診をあまねくしていたというふうにしていたんですが、実際としては、市町によって差がありまして、共通経費を裏打ちしながら町がやっているところは受けられる。そうでないところはもうなしとなっていました。議論して、やはり共通経費を使うんだったら、一律どちらかにということで、野洲の場合は選択制もありじゃないかと言ったんですけども、やっていないところからすると、共通財源をそこに使われるのは不公平だということもありますし、そもそも重複の診察をする必要があるのかどうか。

今、野並議員は、健診を受けない方は自らお金を払って健診とおっしゃるんですけど、その方は医療保険を使って治療にあわせて健診を受けておられるから、そこを二重にする必要があるのかということで制度の変更がありましたので、これは私は合理的な判断だろうと思っています。そこに抜けがあっては困ります。

ただ、先ほどの北村議員の話じゃないんですけど、プライバシーの資料があって、本当はもっと一元的に管理できて、医療機関の細かいデータまで市が捕捉をして、この方は治療をかかっておられるけれども、健診がどこまでやられているのかというのがわかればもう少し埋めにいけますけど、基本的には一定の治療をされている方は、一定の血液ですとか血圧ですとか、いわゆる生活習慣病ぐらいのレベルの健診はしておられるので、その方についてはあえて後期といいますか、後期高齢者医療制度で健診をお勧めしなくても、そこは埋まるということでもあります。

一方、重複をすれば、来年度の今料金改定を議論しているんですけども、5%弱上げないといけません。今日のニュースで、ご承知のように、後期高齢者の1割負担をなくそうということを経済財政諮問会議にかけるとかいうニュースがあって、お聞きいただいていると思いますし、あと高額医療の上限枠を外そうという、物すごく今危機的状況になっています。いつも私言っているように、今県内の後期高齢者は1割を超えているわけです。

140万人の人口に15、6万人おられて、その方の1人当たりの医療費が月7万円です。平均して。負担じゃなしに、医療費が。だから、これがまだこれからどんどんどんどん後期高齢者の方は実数がふえていきます。国保を出られたら後期高齢者なので、国保は今はずがかかっていますが、後期高齢者の場合はそういうことになりまして、今年余り医療費ふえてなかったんですけど、幸い。感染症等が少なかったんですけども、そういった中で、合理的に当事者に一番いい形にしようと思えば、重なって健診を受けていただくの

か、もう既に治療行為の中で健診を受けておられる方については、通常レベルの健診を除外した方がいいのではないかということでもあります。

制度が変わったので、私も担当レベルで通知していると思ったんですが、通知がしてなかったもので、これ、私が指示して、今年からはあなた方についてはご案内をしませんよというのをもう一回年度の途中に、初期の段階ですけども送りました。それによって混乱は一定避け得たと思います。

見解としてはこういうことで、何回でもやればいいと思いますけど、その裏には共通経費がかかっていると、そういうことで合理的な判断をしていただければいいんじゃないかなというのが私の考えであります。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 健診の項目は、問診、診察、体重、血圧、血中、脂質検査、肝機能、血糖、尿検査というこの8つなんですが、生活習慣病という形で、自分が糖尿の人とか、そういう形の人が、こういうような形で全て検査がされているかなど。糖尿は全体的ですからね。万病のほとんどの要素がありますので、全部をされておられるやろうと思いますけども、心臓疾患の人とか、生活習慣病の中にはいろいろあると思うんです。そういうところの方が、その血圧を下げるお薬だけももらって行ってはる。血圧が高いから、血圧のお薬だけももらってはるという人が、本当に全項目の健診を1年に一遍受けられる状況になっているのかなど。受けたとしても800円から2,500円のお金が必要のわけですよ。だから、共通経費というふうな形を言われると、みんなやったらいいのと違うという、8市ではやっていたんですから、この滋賀県の中でもこの後期高齢者の部分では継続して今までやっていたという状況ですから、やはり必要ということで皆さんされていたというふうには思います。

基本的に、後期高齢者医療保険制度というのは、75歳になったらこういった健診から外されるということで、差別医療になるということで共産党はずっと反対をしてきたわけですが、やっぱりそういうふうな状況になったなというふうな思いをいたしております。

この県で多分議員さんだったので、いろんな検討やらをされてきたので、ご存知やというふうに思うんですけども、この新しい状況というのか、今後こういうふうにしていくという形でいっぱい、新規事業という形で口腔健診とかいろんな健診が書いてますし、市町と一緒にやっていくとか、対象者とか、広域ではできないのか、健診受診者訪問指導、新規とか、さまざまなことがあるんですけども、今こういうふうなきめ細かなこ

とを高齡福祉課だけではとてもできないというふうに思うんですけども、県からのその委託料とか、そういうふうなものをしないと、この新規事業できないというふうに思いますが、どうなのでしょう。

○議長（市木一郎君） 野並議員、答弁は市長に求める。

○8番（野並享子君） はい、市長です。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市にとって必要なものについては、必要な財源をつけて取り組んでいきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 27年から29年までの期間という形で計画をされておりますので、特定健診並みにきめ細かなそういうことができるようにしていただきたいと思えます。

次に、市民病院の建設のことについて、断念ということと、今後の地域医療方策について質問をいたします。

4年前に野洲病院から耐震ができていない、新しい機器の購入など自力でできないから、公設民営での病院建設をとということが市に投げかけられまして、4年間病院建設について検討がされてきました。しかし、市議会の基本設計委託料の予算案が5月に否決され、その後収支計画の検討が行われ、8年後に黒字になるということも出され、病院建設に向かう状況でしたが、11月5日の臨時議会で僅差で否決された中、市は11月12日、市立病院整備計画の断念が表明されました。

市民の皆さんからは、これからの野洲病院はどうなっていくのか、高齢化が進み、入院できる総合病院は野洲市にどうしても必要と不安の声が出されています。

地元医師会からも、地域医療を支えるために、中核的医療機関の市民病院は必要と要望が出されていました。

このような状況の中、市民の不安を解消し、命と健康を守っていくための市としての方策が必要ではないでしょうか。

以下の点について質問いたします。

現在の市議会の採決状況を見て、市民病院の建設に反対をしている議員の中には、公立病院の建設について、公立病院は財政的にだめだと言っている、こういう議員、これは市がどのような計画案を出しても反対をされると思えます。しかし、公立病院は必要と思っている議員の方々の願いがかなうならば、賛成されたはずであります。その道を断ち切る

ようなこの間提案をされてきました。1つは、固定資産税の引き上げとリンクするような提案、さらに基金条例の駅前の住所を入れるという提案、精査された基本計画のロータリー側に商業的なスペースを求めても否決されるというような発言など、賛成する議員の願いが絶たれる状況をつくり出してきてきたのではないのでしょうか。この点についての見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、市立病院整備に関するご質問にお答えします。

野並議員がご指摘になったことはないと思っています。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そうですか。認識の違いですね。

当局から、臨時議会に8年後には黒字になるという計画案が出され、この基本設計の補正予算案を反対したということが今回の断念ということにつながったのではないかというふうに思います。新病院建設がだめになった責任というのは、反対した議員にあると思います。全協の発言で、公立病院は赤字になる、財政が大変になると発言されましたが、200床ぐらいの病院では採算がとれなくなっているのは、今の自民党政府の責任だと思えます。福祉、医療を削減するために、公立病院改革推進ガイドラインの策定を行い、再編、ネットワークを行えば40%の地方交付税措置をするが、通常の整備の場合は25%の措置しかしないと、また地方交付税措置を許可病床数から稼働病床数に見直すなどの改悪を進めており、高度医療に重点を置くということで、国の責任は大きいものがあります。

しかし、地元医師会も、県の健康福祉部も、5万人のまちに中核医療機関は必要と後押しをされてきました。また、市内の医師からは、今回の結果を受けて、市長にも議会にもがっかりした、これでは地域医療を守っていくことができないということも言われています。

しかし、この議会では、私も含め、8名の議員が病院の建設に賛成をいたしました。そういう事実もしっかりと見てほしいというふうに思います。

そこで、市立病院の建設を断念したということは、耐震化ができず、新しい機器の購入もできない野洲病院、今後どうなるのかと多くの市民が不安を募らせておられます。この不安を解消するために、市としてどのようなことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、新病院構想が進められなくなった後の医療をどうするかというご質問ですけども、これは先ほど丸山議員もご質問になりましたけど、4年とおっしゃったけど、4年半なんですけども、本当にいろんな方のご支援得ながら、これしかないということで、場所を決め込んでいたわけじゃない、最初はいろんなご意見を集約しながら、あり方、可能性、そして基本構想、基本計画と進めてきました。他の道があるんだったら、その道を選んでいただけたら、制度的にも市民代表、専門家、そして議会の議論ということで進んできていまして、私の個人の判断というよりは、政策決定がここまで来たのが反対の意見もなくとめられたら、そう簡単に次の手があればこれはごまかしですから、現時点では正直に先ほどの丸山議員へのお答えと同じです。

私は余りことわざは使わないんですけど、結果的に私提案して負けたので、きのうもある会合があって、市長の提案が潰されたと市民の方がおっしゃいました。だから、敗軍の将兵を語らずです。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今言われたように、いろんな会合やらで市長も市民の皆さんの声を聞いておられると思うんです。こういう中で、市長はこれまで民間企業に補助金を出すのはおかしい、補助金はもう出さないというふうなことを発言されていたと思うんですが、これまで野洲病院に対しては元利償還とか医師の確保のためというふうな形で、1億円余りのお金を補助金として出してきました。それは、そうしたら継続をされるという状況でしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、野洲病院へのこれまでの支援をきちっと整理といいますか、切るとか切らないんじゃないしに、どういう性格の支援であったかというのを整理しないとだめだと思っています。

私が市長になったときには、1億4、5、000万円が出ていました。私になってからも、その特に小児を女性医師で2人を3人で回すというご提案もありましたから、ふやしています。その時点では、これもさっきお答えしましたように、私は地域医療大事だと思ったので、野洲病院を核にしながら湖南病院、そして一応病院機能持っているのはびわこ学園ですから、あと開業医さんの連携で地域医療を考える会を構成してもらって進めてきました。そこに、ある意味で予測もしない形で、私が就任してから約3年であの課題が出てきましたので、これは大変ということで、すぐに公開の議論をしてここまで来たわけで

すね。ですから、これしかなくてやってきているわけなので、今後のことについては先ほどから申し上げているように、今は白紙です。ただ、課題は残っていますから、どうするか。

これを、じゃ、野洲病院に従前のおりの支援でいいのかどうかといいますと、その色分けをしないとイケない。まず、いろんな委託をしています。二次救急とか。これは機能があれば当然一番身近なところで受けてもらうのがいいわけですから、これは機能さえきちっと確保されたらやります。ただ、大半の支援は、特に平成10年の21億円の投資です。これも、これまでは余り精査をしてません。なぜ高い金利を民間機関から野洲病院が借りて、そして本当の工事の内容も当時の町が精査をしていないと思います。高金利、そして高額整備、そこで経営再建が図れるかどうかの見通しがきちっと立てられないで動いてきたというふうに思っています、この間の。今それを補填しているわけですが、なぜ補填しているかというのと、これも内部の議論でさえも少し誤解がありまして、損失補償しているから補填なんですけど、損失補償というのは、損失ができて初めて補償するのに、損失補償の前払いをしているわけですね。だから、そういったことも、私が23年の4月には疑問点を持っていましたけども、あえて触れてきませんでした。

ですから、野洲病院を支援するかしないかというのは、市民の中核的医療が守られるか守られないかというのと、そして野並さんがいつも反対しておられるように、工業振興助成金、私は制度だからと言って頑張っていますけども、いつも反対しておられる。これは、野洲市の姿勢として、過去に約束したものは守るというこの要素があると思っています。

そういうことを踏まえながら、今後の、私じゃなしに、野洲市民と野洲病院との関係はきちっと見通しを立てていかないとイケないと思っていまして、単純に、野並さんみたいに、よく事情のわかっている方が単純に支援をするかしないかという問題認識、課題設定で物事が進むものではないと思っています。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） いろいろ課題がある中で、ここまで来たと思います。とにかく、自力で耐震ができないとか機器の更新ができないということで投げかけられたのですから、新たな機器の更新というのを求められるという可能性もあるんじゃないか。耐震というのかなりの額になりますから、そういうふうな提案があった場合、援助するというふうな方向になるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。



○市長（山仲善彰君） 支援についてのご質問ですけども、さっきお答えしたように、全体をきちっとやっぴり見通しを立てない限りだめですから、今のご質問に、私何でも答える方ですけど、今の質問には答えが今ないです。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 市民の皆さんから、いろんな行政懇談会とかその他いろんなところに行かれて声が出ていると思いますが、市長に対してどういうふうな形で声を伝えておられるか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 個々の声を一々挙げませんけども、総括して言えば、私の私見も入っていますが、総括して言えば、議会で賛否両論あったけれども、良識が働くと思っただけども、良識が働かなかったことが残念だということだろうというふうに思います。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） こういう事態になって、私たちの周りにも本当に何とかきちっとした中核的な医療機関は継続してほしいというふうなことの声をいっぱい聞きます。病院はやめたらいいというふうな声ではなく、本当にそういう声が圧倒的多数の声で、多分市長にもそういうふうな声が届いているというふうに思います。

最後にちょっとお尋ねしますが、地元医師会に対して断念に当たった報告で、今後におきましても本市の健康づくり、医療確保施策の推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますと結んでおられますが、中核的医療機関が野洲からなくなれば、地元医師会の協力は限度があります。地域包括ケアシステムを確立するためのプランを示していただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 地域包括ケアのシステムを示せとおっしゃるんですけど、示したのに、まだこれ否決されて1カ月しかたっていないんです。そんな簡単に出てくるんじゃないし、本当に私、余り自慢はしませんけども、ずっとこの仕事をやってきたのは、この市役所の中では私だけなんです。多分、議員の皆さん方には自慢しないけども、本当に動きました。

もう一つ、先般もある方が市長、何か穏やかな顔しているけど大丈夫なんかとおっしゃって、ある方が、いやもう心の中は残念至極ですけども、表情に出してないと言うといたと聞いたんですけども、まさにそういうこと。なかなかうまく代弁していただいたなと思い

ます。あるいは市長、やる気なくなってるのと違うかとおっしゃったんです。私、やる気はなくなっていないけど、やる事がなくなったと言ってます。議会通さなかったら、本当に何もできないんですよ。私が議案を出さないんだったら、市長にがっくりとか、市長卑怯と言われますけど、私は何回も議案を出し続けてきています。あり方検討の委員の謝金から始まって、可能性検討の謝金、これ全部予算で通しています。皆さん、野洲町、中主もある程度よく似ているんですけども、今回の土地開発基金のあのずさんさ、これ体質なんですよ。（「そうやそうや」の声あり）私はこれをずっと改めてこようと思ったんです。竹生のときに発見したんですけど、時間がなかったから、そこは議会に出して、5,000万埋めました。でも、それを気がついてない議員さんはいっぱいいたんです。今回は、篠原駅を売らないといけないし、だから、和解も出しましたけど、本当にびっくりしますよ。町長、市長のポケットマネーみたいに、議会通さないで何千万も使っているんですよ。あの中には存在しない土地を買った形になっているんですよ。これが歴代の監査が通っている。この町は、私もいろんな町知っていますよ。土地開発公社ならまだある程度透明感あるんですけど、土地開発基金のこのずさんさ、この痛み、一市民として悲しい。でもこの病院問題全く一緒なんですよ。この場で余り詳しく言わないけど、同根。同質。

だから、野並さん、私に1カ月もたたないので、じゃ、次の地域包括ケアどうしますかって、これしかなかったからやっているんであって、二股かけて私はやってないです。市長にがっくりしたという意見もあったり、この間もある方が来て、市長が一番悪者にされているよと、市長が潰したという触れ込みだけど、私は信用しないけども、そういう話があるのは市長知っておいた方がいいとおっしゃるので、そのとき私はどう言ったかといったら、責任で病院ができたり、責任で市民のための中核的医療が確保されているんだったら、幾らでも責任とりますと。今さら責任論やっている時期じゃないんですよ。

展望がないとだめなので、それなりの私は戦略ありますから、それと、市長やから何ぼでも球を繰り出して来るから、また安心したら何か出してくるかとおっしゃるんですが、それはない。3回潰された。1、2あって3でだめだったら4はないと思いますけど、でも、課題だけはきちっと私認識しているつもりですから、市民の医療を守るのは絶対譲れない。

もう一回言っておきますけども、4のは何か増税とかこんなのはどうでもいい話であって、11月5日の最終議案に対して、この市議会でどういう議論をされて、どういう結果だったというのが私はそれであって、繰り言みたいに土地のことを言って議論する余裕は

私ないと思いますけど、それこそ、こう言ったら怒らないで下さいね。野並さんにごっかりしました。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 私にごっかりしてもらったんでは、ちょっとお門違いやと思いますけど。私が一番最初に農協のあたりに病院は建設してほしいと、駅前であるならばということから、順番に市長の提案で飲んで飲んで飲んで飲んであの場所まで来ました。だから、あれしかないというパッケージで出されて、もうあの場所ということ、市長の提案に私はついてきたつもりですけども。最後の段階においても、条例に住所が入りました。基金条例に。けども、基本的にあそこに病院を建てるということにあれを入れる、入れない関係なく、やっぱりあその場所で建ててもいいというふうに思っていましたから、あの条例にだから賛成をしました。という意味においては、一貫して病院建設はそれまでに出されたいろいろ提案もしました。あそこに辻町から持ってくる地域包括の中学校校区ごとにもっていくということに対しても、それは一番いいだろうなというふうにも思いましたし、病児・病後児保育も、またそういうなんもその中でやっていくというふうなこともおっしゃっていましたから、駅前にいろんな形で健康を守り、命を守りというところで、本当に賛同して私は来たつもりであります。

今、本当に成人病センターとか済生会とか、自転車で駆けへん人たくさんおられるんです。そういう方々から、もう何としてもやっぱり野洲で中核病院が潰れないように維持してほしいという切実な声をいっぱい聞いております。ですから、市長がこの野洲の医療は守らなければならないということを今おっしゃっていただいたのですから、次、いろんな形で市民の皆さんから病院を求めるいろんな声があると思いますので、やはり中核医療機関がなくなっていくというようなことに至らないようなことを私も一緒に進めていきたいというふうに思います。

今、小児科医が引き揚げていくのではないかと、さまざまないい先生が引き抜かれていくのではないかとかいうふうな声もちろほら聞きますので、そういうふうになってきた場合に、本当にもうどんどんモチベーションも、先生たちやらスタッフやらのモチベーションも落ち、いい方向には私はなっていくというふうに思いますので、もう4度目はないというふうな形で、そういうのではなくて、何か皆さんからの声があれば、またしっかりと中核医療機関を守っていくということで立っていただきたいというふうに思います。

時間ありませんので次の問題に行きます。

水道原水の値上げについて質問いたします。

野洲市の上水道は、自己水50%、県水50%で市民に供給しています。県水は、吉川浄水場と近江八幡の馬淵浄水場と水口上水場の3カ所がありますが、配水管を連結し、料金の違いは脇に置いて、平成22年11月12日に各受水市町長と企業庁との協定書に基づいて、平成23年から27年は吉川浄水場では基本水量1立法メートルにつき1,270円、使用水量1立法メートルにつき27円、責任水量は現在野洲市では超えているため、未達料金は払わなくてもいい状況であります。来年、平成28年度から協定書に基づき、使用料金を統一するという事になっており、県の料金改定をするということをして市町が了解したということをお聞きしました。

そこで、お尋ねいたします。内容的には、基本水量の1立法メートルにつき1,270円は同じ、使用水量1立法メートルにつき27円が4円30銭引き上げられ31円30銭ということになります。今回の引き上げにより、野洲市ではどのような影響が出るのか、お尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、野並議員の今回の値上げによる野洲市への影響ということでございます。

ご指摘のように、企業庁の受水単価につきましては基本料金の変更はございませんけれども、使用料金につきましては、現行の1立法メートル当たり27円から31円30銭に改定をされます。これによります本市への影響額を平成26年度の実績、いわゆる使用実績、受水実績ですけれども、それで試算をいたしますと、年間で税込みとなりますけれども、1,730万円の負担増になると、このように見込んでいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 現時点1,730万と言わはったけども、きっちりした数字は1,727万円ぐらいというふうに思います。

それぞれの市や町で上がるところ、下がる場所あります。未達料金のところで水口では100円が87円になりますからね。ですから、野洲はこれは払っておりませんので関係はないんですけども、基本的にそういうふうな状況になっております。今回の値上げのことにしまして、11月26日に吉川浄水場にあります企業庁に聞きにいったま

した。その理由が、電気代の値上げ、委託料の増加、薬品代の増加というふうには上げられておりました。言うておられました。

企業会計として、内部留保は77億円あると。給水収益としては8億円の黒字というふうなことでありますが、この中で賄うべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 2点目のご質問でございますけれども、内部留保資金につきましては、本来将来の必要不可欠な施設の整備計画に基づきまして建設改良に使うお金、あるいは減債基金に使うお金、こうした形で積み立てをされます。そのお金を、いわゆる4条予算、資本的収支ですけれども、4条予算というのは通常企業債しか収入ありませんので、基本的に赤字になると。その部分について、内部留保資金については回していくという考え方のものがございます。

したがいまして、3条の収支を内部留保資金で賄うと、こういったものではないというように理解をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 内部留保資金だけじゃなくて、黒字もあるんですね。この値上げは電気代の値上げが1億8,000万円ぐらいで、90%占めているといふうにおっしゃっていたんですけれども、そうすると、あとの労務単価とか活性炭とかふえると言っているけれども、収益として、純利益として8億円あるとするならば、賄えるというふうに思うんですけれども、そうじゃないんですか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） その点については、もっともだというふうに思っています。今回8億の純利益があるわけですけれども、先ほどもお答えしましたように、基本的にこの部分の利益は、企業庁さんは将来耐震計画をなされています。この利益というのは、4条予算の将来の施設整備に回すためのお金という形で持っておられますので、その中で、8億の中で議員がご指摘されるように、いわゆる単価が吸収できる範囲であるならば、我々としても当然県水については据え置きすべきということは主張をしております。

当初案より実は下げておられます。当初の計画では、基本料金1,280円を主張されておりました。結局据え置きになったわけですけれども、1,270円で。利用料金についても、今31円30銭、これが32円の提案をされました。これにつきましても、議員

ご指摘のように、動力費云々の話がありましたけども、これは企業努力でやるものではないんですかと、赤字が出てないんでしようということは少々申し上げてまいりました。こういうことを踏まえて将来計画を見通して、ぎりぎりの線で今回で我が市としてもやむなしという形で、積極的に賛成したわけではないですけども、妥当な線と、将来の耐震計画についても相当な金額がこれからまだ出てまいりますけども、何百億に近い、先ほど77億円の内部留保資金というようになりましたけれども、これが全部そういった形で使われていくということを考えますと、今回の形が、いろいろ申し上げてきましたけども、最終で理解せざるを得んのかなというのが我々の思いというように思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） それでも市町が了解をしたということを聞きまして、黒字であるのに了解をするんかというふうな思いをいたしました。

この黒字をどうするんやと。純利益。そうしたら、10数億円の企業債の返還、償却、それ、返還に充ててますというふうなことで、返還は計画的にこういうふうは何年度でどういうふうにというふうな形になっていると思うんですけどね。しかし、市民の水道料金、これはもう本当に次のところに移りますけども、水は人間の命にとってはなくてはならないものであって、幾ら節水をしても最低限度は必要であると思います。水道料金の引き上げというのは、本当に市民生活に大きく影響しますから、この水道と下水が野洲の場合は連結をしていっているという、そういう中で県水が引き上げられていけば、野洲市の水道料金も引き上げていくというふうな形はすべきでないと思うんですけども、野洲市の水道料金をどういうふうにしようと思っておられるのか、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 野並議員、答弁者は環境経済部長でよろしいですか。通告では市長になっていますけど。

○8番（野並享子君） この結果はやっぱり市長でしょうね。部長で答えられますか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か、誰でもいいけども、ついでに答えてくれという感じなんですけども。ちょっと今までのこともあるからお答えしておきます。

企業庁の値上げが妥当なのかどうかということがあって、それがやむを得ないのであれば、原水が値上がるわけですから、あとは市として吸収できるかどうかということですよ。

経営でやっていますから。吸収できれば値上げをしませんし、吸収できなければ値上げをせざるを得ないというのは、これは企業会計でやっているもの、単純な論理であると思っています。

そこに加えて、ちょっと一つ背景言いますと、企業庁の今の何かインタビューに行ってきたら、こられた答えが少し不十分かと思うんですが、ご承知のように、今回の値上げの要因というのは、大きくいったら3つあるわけですね。小さいことが先ほどの電気代の値上げとか薬品費の値上がりとかということなんですね。

もう一つ大きいのは、順番に今度甲賀が下がるとおっしゃっていましたが、リスクを分散することによった値上げと申しますか、ループ化をしました。もともとは南部は南部、そして甲賀は甲賀、そしてから中部と申しますか、野洲より東は単独でやったのを今一元化したと。その工事もしていますから、そうすると、料金が違うのはおかしいということで、少し下がった料金を合わせるということで、安いところは少し負担がふえるというか、これも単なる値上げ負担じゃなしに、リスクが減ると。吉川がだめだったらどこかでとれると、そういう安全度を高めた料金設定だと考えていただいたらいいと思うんですが、それともう一つは、やはり吉川が特に大きい問題なんですが、液状化現象に耐えられる耐震ができてないと。これの財源も見越した上で料金設定しようということで、大きく3つあります。

さっき部長も言いましたように、もう1年以上、2年ぐらいこの議論をしています。納得できないところは徹底的に出させています。ただ、向こうも企業会計であるわけなので、私は少しぐらい県のお金を入れてもいいんじゃないかという、立場が変わったら野並さんみたいなことを言っているんですけども、でも、やはり企業会計ですから、そこは最大限透明感を持ってもらってやってもらおうと、今回の値上げはやむない。大きなやはり将来に向けての耐震対策、これ本当に吉川というのはああいうところにつくりましたから、液状化現象のリスクは高いです。

最初は膨大な事業費を言ってきたんですけども、本当にそこまで要るのかどうか、精査をして、落として、将来事業の見込み等が今回実質乗っています。

そういうことなので、これを認めるとなると、さっき言いましたように吸収できるかできないかなんですけども、片や、これもご承知のように、知った上でご質問しておられると思うんですけども、今の料金は平成18年合併してから設定しています。とんでもない設定、これも土地開発基金と同じ発想ですね。当時の野洲町と当時の中主町では1,00

0円近く差があったのに、それ以上の低い方の中主町の値段より低い値段にしています。これはあってはならないこと。

なぜこれができるかといいますと、今野洲市の人口は平成32年で1,500戸見えますが、これもなかなか厳しい。これは、私は宅地供給の問題だと思っていますけど、1,500でも厳しい。それを、当時5万5,400、これサバ読んでいるわけです。そうすると収入が上がるということで、いわゆる収入が上がるという前提。もう一つは、これもご承知いただいていますように、当時、内部留保が、余剰金が2億強ありました。ここがちよっと聞なんですけど、一応今調べてもらったら、このうちの1億を消費するというところで、毎年2,000万、5年間2,000万の赤字を出していくという設計です。これ、私この議会で2、3回言ったと思います。赤字を前提にした料金設定をする企業はありませんよ。それによって、1,000円以上上げたわけですね。人口の多い方の料金を下げているから、これ経営に傷がついています。私が預かったときには、2,000万の設計が4,000万の赤字でした。ですから、きちっと情報開示をして、市の広報に皆さん方、こういう今水道の経営状態ですよと、場合によっては値上げしないとだめですけど、最大限頑張りますという広報を記事に出しています。でも、その後、最大限経営改善と経費の削減をして、何とかとんとんぎりぎり。2,000万の設計で4,000万の赤字を出していたのを、今何とかとんとんにおさめていて、風船でいけば、いつはち切れるかわからない状態です。

最初のお答え、もう一回申し上げます。企業庁が上げてきたのが妥当で、やむを得ないとしたら、吸収できれば吸収しますし、吸収できなければそれなりのご理解をいただかないと、私も水道料金を上げたくない、私も利用者ですから、上げたくないのは野並さん以上の思いがありますけども、経営が破綻したり、安全に継続的に水が供給できなければ無理ですね。

だから、18年に何でこんな無理して2,000万の赤字を4,000万に出すような料金設定したかですよ。そこへ行くんです。これも野洲病院、土地開発基金、水道、まだもう一つ五つ子ぐらいあるんですけども、とりあえず今日は三つ子をご紹介します。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そう言われるやろうとは思っていましたが、合併時にやはり中主が安かったというのは自己水が多いんですよ。南部の水よりも自己水が多かったから、県水をそんなぎょうさん買う必要はなかったから。合併協議の中で、やはり料金のそれだ



けの差があつて、中主と一緒に合併をしようと思ったら、水道料金を中主の料金をびゅんと上げるといふことはできなかったといふのが、いろんな妥協の産物やといふふうには思っています。

その後、2006年4月に高濃度の四塩化炭素が三上の3号井戸から検出されまして、3号井戸の取水をやめました。あそこが一番たくさん水としては出ていたいい井戸やったんですけども、しかし、四塩化炭素が入っている、高濃度ですからといふことでやめました。その自己水を確保するといふことで、三上に新たなポンプも掘りましたし、比江のポンプも増設をしてといふことで、自己水の拡大に努めてきました。そういう中で、この自己水……。

○議長（市木一郎君） 野並議員、質問終了でございます。

○8番（野並享子君） 自己水確保をしてきましたので。このグラフだけ見ておいて下さい。

○市長（山仲善彰君） 知っていますよ。自己水頑張つてやっているんですよ。

○8番（野並享子君） 甲賀はお金を出しておられますので。値上げせんために。そのためつくってきたんですけど。ちょっとお見せすることができませんでしたので。1億5,000万円ぐらい一般会計から繰り入れておりますので。

以上です。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第5号、第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄です。私の質問は、2つでございます。

1つ目は、税外収入の確保について。

人口が減少に転じた現在、国、県、市町村を問わず、行政経費を賄う歳入の確保は重要な課題と考えます。

歳入の確保と言つると、とにかく税収のみに注目が集まりますが、私は税外収入、とりわけ市が所有する土地に対する賃料収入を取り上げたいと思つています。

本市の土地建物賃貸収入の徴収漏れはないのか、また契約時点から賃料改定などの見直しが行われず、不当に安い賃料で貸している事例はないのか伺つています。

徴収漏れについては、長年にわたり事業用の建物敷地、駐車場の進入路などとして公然と使用しているにもかかわらず、市が使用料を請求していない土地があると聞いております。また、官民境界確定し、事業者も官地を占有していることを知っているにもかかわらず、徴収権を行使しない理由は何か伺つています。

2点目は、屋外広告物クリーンキャンペーンの実施状況について伺います。

本市において、平成26年8月1日から野洲市屋外広告物条例が施行されました。

平成27年2月、札幌市内で屋外広告物の落下により通行者が意識不明の重体となる事故が発生し、全国的に屋外広告物に関する普及啓発、違反広告物の是正指導、パトロールが行われ、本市においても、今年9月1日から10日の間、屋外広告物適正化旬間で県下一斉屋外広告物クリーンキャンペーンが実施されました。その状況についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、上枚議員のご質問に対してお答えいたします。質問の内容で、場所を特定されておられませんので、一般論としてお答えさせていただきたいと、このように思います。

公有財産の使用・貸し付けにつきましては、野洲市公有財産管理規則等に基づきまして、申請ごとにその適否を判定し、適正に使用許可及び貸し付けを実施しているところでございます。

普通財産の貸し付けは通常3年間としており、貸し付け開始年度、または更新の開始年度におきまして、適正に貸付料を算定して貸し付けしているところでございます。

また、長期貸し付けにつきましては、その期間中において経済情勢が著しく変化した場合には、その貸付料を改定することも想定しているところでございます。

よって、ご指摘の事例の詳細が不明ではありますが、市としては漫然と貸し付けているケースはないものと考えております。

なお、公有財産の不適正な使用と考えられる場合がありますら、現地調査等を実施いたしまして、適正な指導をしておりますし、今後とも指導してまいりたいと、このように思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） それでは、上枚議員の2点目の屋外広告物クリーンキャンペーンの実施状況について、お答えをいたします。

上枚議員からも言われましたように、今年の2月、札幌市で落下事故が発生いたしました。この落下事故を受けまして、国土交通省から安全点検の依頼及び滋賀県からは安全点検の強化について通知があったところでございます。

また、9月1日から10日までの屋外広告物適正化旬間におけるクリーンキャンペーンの主な実績につきましては、9月の4日及び9日に屋外広告物簡易除去を実施いたしました。道路フェンスや電柱に取りつけてあります違反看板等を35枚撤去したところでございます。

現在、野洲市屋外広告物条例の施行に伴い、市内全域の屋外広告物の調査を行っているところであります。現時点では調査途中であります。調査結果を取りまとめ次第、順次設置者に対し是正指導を行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 上杵議員。

○10番（上杵種雄君） 税外収入の確保についてのお答えの中で、適正に賃料を算定しているというふうにお答えいただいたと思いますが、賃料の算定方法は具体的にどのような方法でされているか、お伺いいたします。

また、屋外広告物キャンペーンの回答の中で、是正指導を2日間しか行われてないようですが、不適切な事例としまして、条例でいいますと、このパンフレット、皆さんお持ちだと思いますけども、条でいきますと、4条、例えば破損とかそういうことですね、落下のそれのあるもの。5条でいきますと、先ほど35カ所でしたか、という答えをいただきましたけども、その張り紙等ですね、フェンス、電柱、公共物の張り紙。7条関係ですけども、これは無許可で設置されているような広告物ですね、この辺の調査の結果はいつ出てきますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 貸し付けにおける賃借料の算定でございますが、通常は固定資産税の評価額の1000分の50としてございます。自治会館等、公共性のあるものにつきましては、1000分の14でございます。あと、警察、県警の交番等は特殊な算定が県で定められておりますので、そういったものに従っている場合もありまして、あとは公共性が非常に高いものにつきましては、議会でもご説明を申し上げた案件もあると思うんですが、徴収してないというものもございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 先ほどパトロールにつきましては、先ほども申し上げましたいわゆる9月の4日と9日の2日間でパトロールを実施したというところでござい

す。

ご指摘の、破損、あるいは落下、こういったものにつきましても、今市内の全域におきます屋外広告物の調査を実施しておりますので、そういった落下物等のおそれのある物件については、今年度中に市内の全域の調査をしていきたいと、このように考えております。

ただ、この調査期間中にいわゆる危険物の危険度の高い物件、そういったものについては、速やかに撤去、あるいは改修の指導を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 上杵議員。

○10番（上杵種雄君） そうしたら、4条関係ですね、違反等の関係と、そして7条関係ですね、これをお答え願えますか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） いわゆる今の違反看板、これについては、今現在、先ほども申しますように調査中でございます。今現在は、届け出等があった物件を調査に入っておりますので、全市内、今も申し上げましたように調査を実施して、届け出のない看板についてはこちらから申し入れをして調査をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩をいたします。再開を午後2時45分とします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、認知症についての質問をします。

先ほど、2名の議員が認知症に関して質問されておられまして、重複する部分は何カ所かあると思いますが、ご答弁の方をよろしくお願いいたします。

認知症は、全国的な社会問題となっている現代であります。その要因の一つが平均寿命が伸び続けていることにあります。高齢者が長生きしていくこと自体はとてすばらしいことですが、元気で健康な長寿であることが何よりも大切でありますし、そのためには、取り巻く社会環境というのが重要となります。認知症は誰にでも起こり得るもの

であり、10年後には高齢者の5人に1人、約700万人になるとも言われていまして、決して他人事ではありません。早期の予防や発見、対応や発症してからのケアなどが求められる時代が到来していますが、個人や家族だけで解決できるものではないので、地域の人々や行政との連携が不可欠であると考えます。

そうした中で、先月、市会議員の役職改選が行われまして、現在、自分は総務常任委員会の所属となっていますが、10月16日の時点で文教福祉常任委員会の委員として認知症キャラバンメイトと介護者家族の会の方々との出前懇談会に出席し、懇談する中で、さまざまな課題や問題点も浮かび上がってきましたので、その内容をもとに質問を行います。

認知症キャラバンメイトと介護者家族の会のメンバーの方々は、10年以上の介護経験者で構成されており、合併前の野洲町時代から続いているとのことでもあります。現在、認知症の高齢者が市内では約1,400名ほどと聞いていますが、10年後には2,000名を超すともいわれています。ですが、実態としては、潜在的な認知症予備軍と呼ばれる高齢者の方々も多く、その数はさらにふえていくことも想定されます。その根底には、本人自身が認知症を認めたくなかったり、家族に認知症の方がいることを知られたくなかったりという意識から、対応が遅れて、認知症がさらに進行したり、重大な事故へつながってしまうことも少なくないと言われておられました。

活動の原点は、まずは多くの人々に認知症を知ってもらい、正しく理解してもらうこととして啓発活動にも取り組まれ、地域で悩んでいる方々がいたら、気軽に何でも相談してもらい、さまざまな施設やサービスへとつなげていくとのことでありました。

そうした現状の中、医療介護の推進法が3年前につくられています。現実としては賄い切れていない実態であります。例えば、介護者、ケアラーが倒れてしまったときに支援するシステムであったり、絶対数として足りない介護従事者をふやしていくためには、介護報酬の引き上げなど、処遇改善を国に対しても求めていくべきであり、市としての取り組み自体にもきめ細やかな体制が求められますが、現在どのような取り組みを行っておられるかをまず初めにお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 太田議員の1点目の認知症についてということでお尋ねにお答えをしたいと思います。

まず、介護職員の待遇の改善などにつきましては、国、県のほうに要望をしているところでございます。また、介護する方が体調を崩して倒れるなど、介護の大変な継続という

ようなこととなっている現状もございます。そういった部分におきましても、ケアプラン、それぞれの方のケアプランが重要視されるところでございますので、そのケアプランを作成するに当たって、介護支援専門員の支援に努めているところでございます。

市の取り組みといたしましては、地域医療あり方検討会におきまして、医師、また訪問介護、訪問看護事業所等々多職種が連携をいたしまして、在宅療養する方の支援につきまして協議をしているところでございます。また、あわせて、在宅で行う医療処置につきまして、介護職の方々が知識を得ていただく研修等も行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） じゃ、2点目に移りますが、軽度の認知症高齢者による運転事故などがたびたび起きていますが、認知症への無理解により、家族が悲しい思いをしてしまうという事件、事故も発生しています。例えば、これまた有名な話ですが、認知症列車事故などは、家族が徘徊を完全に防ぐことは不可能な状況の中、裁判所がJR側に列車遅延による損害が生じたとして遺族に損害賠償を命じていますが、責任は全て家族にあるとされるのならば、在宅介護はできなくなるため、防げない事故による損害は社会的な救済制度を設ける必要があります。さらには、認知症介護をめぐる傷害致死冤罪事件、このように、家族による必死の介護が暴行の罪とみなされ、3年間も拘束されるといったような悲惨なケースもありました。

このような問題は、認知症と介護への知識と理解の不足が招いた結果でもあり、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現が強く求められています。

そうした認知症の理解を広げるために、会の活動の一環として、認知症サポーターの育成も頑張っておられますが、認知症キャラバンメイトの方々とは、以前、野洲市議会として認知症サポーターの研修を受けており、議員、ここにいる議員全員が認知症サポーターともなっています。

こうした研修は強制的なものではありませんが、高齢者の安全・安心や健康を支え、介護する家族や行政職員の知識という意味でも、多くの人々に広がっていくことが望まれます。

認知症サポーターは、一度講習することで会員となることができ、対象者は市民全てとされていますが、現在どれほどの方々がサポーターとなっているのかを把握しているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 今までに、19年度から開催を行っておりますが、野洲市で認知症サポーター養成講座を受講された方は、今年の9月末現在でございますけれども、2,799名の方でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） そのうち、市の職員の方々が認知症サポーターの講習を受けられた割合、数などがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 今まで、市の職員で認知症サポーター養成講座を受講したのは165人ございまして、約38%の受講割合となっております。なお、市職員全体の数としましては424名で計算をしたものでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 先ほども言いましたけど、これは強制的に受けるとかいうものはありませんが、なるべく、なるべくというか、できるだけ多くの方々がこの認知症サポーターの講習、僕も受けてみて、受けたからどうの、何かがあるとかいうことではないんですけど、サポーターの講習を受けることで、すごく僕も今のところ幸いというか、両親も認知症ではないので、そうした経験が僕はないんですけど、認知症の方々に対するいろんな知識であったり、介護された方の体験談だったり、学べるものがたくさんあるので、ぜひぜひ多くの方々に、職員の方にも、市民の方々にも受けてもらえるような体制を整えていってほしいと思います。

次ですが、一人で悩む高齢者の方々や認知症を抱えた家族の方々が、誰にも相談できずにいる現状がとても多いというふうに聞きました。そうした人々へ、気軽に相談してもらうための情報発信というものが必要であると考えます。会として、自力で広告できないため、行政とタイアップして取り組まれておられるということで、「リフレッシュ」という広報紙で広告しておられるということですが、この「リフレッシュ」という広報紙は介護認定を受けた人たち対象の媒体であるために、限定的なものになっているということです。もちろん、市の広報でも取り上げられていると思いますが、これも他市に比べると取り扱いは少ないというようなお話をされておりました。多くの市民の方々に認知症のことを知っ

てもらうためには、やはり周知の方法や手段をふやしていくことが必要だと思いますが、その手だてをどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 議員おっしゃられるように、「リフレッシュ」につきましては、65歳以上の方で、特定された方だけに送らせていただいているというのはそのとおりでございます。

一応この周知につきましては、先ほど言っておりましたように、市の広報並びに市内の公共施設へのチラシ等も設置を行っております。さらに、今後としましては、ちょっとまだ市のホームページの方には掲載ができていないということなので、もちろんホームページにも掲載をしたいと、このように思っております。

今年の6月、8月の議会でも取り上げていただきましたこともございまして、いわゆる認知症のチェックリストでございますね、簡単な。そういったものを今、各コミュニティセンターの方に、コミセンの方に置かせていただいております、誰でもちょっと時間のあるときに自分でチェックをしていただいて、項目幾つ以上あればご相談に、例えば市の包括支援センターなり、かかりつけの専門の医療機関、そういったところに相談もしてもらうとか、そういったことでちょっと置かせていただいております。

今後については、またコミセン以外のところにもまた拡充していきたいなど、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） これまでも多くの議員の方が認知症についての質問されて、僕はこの認知症のこと質問するのは初めてなんですけど、その間にもさまざまな取り組みをされているということで、ぜひぜひもっと手厚い、今後ニーズはもっともっとふえていくので、行っていってもらいたいと思います。

5点目ですが、認知症サポートセンターというのが県内の7つの自治体にあるということを知っています。例えば、彦根市などは民間委託という形で運営されていますが、野洲市にも設立する必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 彦根市におかれましては、今議員おっしゃられましたように認知症サポートセンターの設立ということで、認知症の初期の支援チームという



のを設置運営されておるようでございます。また、合わせて認知症カフェ、こういったものも合わせて運営を民間に委託されてやっておられるというような状況というようなことでございます。

一方、本市でもというようなことでございます。

野洲市におきましては、認知症のサポートセンターという、センターというと、何か施設みたいでございますけれども、そうではなくて、確かに中身としましては、認知症の初期のいわゆる集中支援というようなことで、相談を受けたり、そういったことを行う運営をするというようなことのようにございます。

一応、野洲市につきましても、今ちょっと検討中でございます。行く行く何とかできれば直営で包括支援センターの業務の一環としての初期の集中支援という、そういったものの設置に向けてといいますか、取り組みはしていきたいなということで、ちょっと今検討中でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 検討中ということで、なるべく早くできることを望んでおきたいと思えます。

6番目ですが、認知症に関しては地域包括支援センターで対応されていますが、市民の声の中に、中学校区が3つもあるのに、施設としては1つしかないことであったり、地域包括支援センターそのものの存在や、そこで、その場所で認知症相談ができる場所であるということの周知が足りていないという意見もあるということでした。相談することが家族の恥と感じてしまう人も多いというふうに言われておられました。

そういう実態がある中で、誰に声をかけて相談したらいいのかわからないという人も多いということでありまして、医療や支援につなげるための取り組みやシステムの構築が必要であると思えますが、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） まず、相談窓口といたしましては、地域包括支援センターで、随時認知症に関しましての電話並びに家庭訪問、また来所していただいたときの相談等を受けておる状況です。そういったことがもし周知が足らんようであれば、またお知らせもせなあかんとは思いますが、また、月1回のペースで各学区のコミュニティセンターの方に赴かせてもらいまして、「物忘れ相談」ということを開催させていた

だいております。認知症を心配される当事者の方々の相談を受けて、また、そういう方々の必要に応じて専門医療機関などをつないでいくことで相談を実施いたしております。

先ほど言いましたように、検討中と言いましたが、来年ぐらいから認知症の早期発見、また早期対応というような取り組みの一環ということで、認知症の初期集中支援というこでの業務を進めていきたいというような予定でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 僕なんかも今もう40、もうというか、43歳ですけど、もう物忘れが多くて、ひょっとしてと思うことが時々あるんですが、気楽に、誰でも、年配者だけじゃなくても、誰でも気楽に行ける、自分が認知症かもしれないということを恥とかわらない、家族も思わないようなそういう環境づくりがまず何よりも大事なことだと思うので、今もさまざまな取り組みされているということなので、頑張ってこれを続けていってほしいと思います。

次に、7点目になりますが、7点目の質問は、先ほど他の議員が質問して、市長の答弁を聞いていまして、滋賀県は全国的に認知症に関しては先進地であると。守山にも全国的にも有名なというか、すごい開業医もおられてという話を聞いたんですが、この懇談会の際に聞いた話では、そもそも滋賀県内には認知症専門医が少ないというふうに言っておられたんですね。多分、これは市側でも頑張っておられる方いるんですけど、やはりこれからのニーズのことを考えると、まだまだ足りてない。これでは立ち行かないということが根底にあった中の意見だったと思うんですけど、今後の中核的な医療機関を考えていく場合に、今回新病院建設の件に関しては今中断と、ストップということになりましたが、例えば、野洲市内の今後のどういう形になるかわかりませんが、病院に認知症専門医を配置するというようなことも必要なのではないかと思いますが見解を伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、本来、野洲市としては市民病院、新たな病院の中でもいわゆるそういった認知症のケアの部分でありますとか、認知症のそういったものの取り組み、そういったものも含めて展開をしていきたいという思いはございましたけれども、断念をせざるを得ない結果になりましたので、現時点はそんな状況です。

野洲市内では、先ほどちょっと市長も答弁がありましたけど、野洲病院の方も物忘れ外

来、ちょっと火曜日だけですけれども、設置もされておりますし、そういった中でのまた活用はしていただきたいと、このように思います。

なお、県内で認知症の疾患医療センターというのがございます。認知症の専門医療相談とか鑑別診断等を実施する専門の医療機関でございますけれども、これは一応県内に8カ所ございます。そういったものもあるということでちょっと紹介をさせていただいております。

あと、医師、専門医という部分でのこれからまた認知症の方々もふえてくるということも考えますと、そういった専門医の先生方を育てていってもらいたいと思いますか、その必要性は十分にあると、このように思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 先ほどの他の議員の答弁の中で市長がもともとそれも考えて、認知症のことも考えて新病院建設ということが進められてきたんですが、それが反対議員によって断念してしまったということは残念に思っていますが、現時点ではどうのこうのするというのはまだ決まっていないということでしたが、今こうした認知症に関しても、専門医が配置されるようなそうした医療機関であったり、医療体制というのをぜひつくっていただきたいと思います。

8番目の質問に移りますが、ひとり暮らしの高齢者は、家族と暮らす場合よりも認知症に早くないやすいというふうに聞きますが、実態として、例えば民生委員の方が訪問しても家に入れてくれないなど、状況把握が困難なケースも多いと聞きます。やはり、隣近所や地域とのつながりというのが何よりも重要となってくると思います。さらには、高齢者同士だけではなく、若い世代との交流が認知症の予防や進捗を防ぐとも言われ、全国的には高齢者施設と幼稚園、保育園が一体となったような施設もありますが、野洲市としての今後の展望を伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 野洲市におきましては、高齢者施設と幼稚園、保育園が一体となった施設につきましては現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） じゃ、次の質問に移ります。

平成27年度から29年度までの間に3つの地域密着型サービス施設の建設が予定されておりまして、定期巡回、随時対応型訪問介護看護については、事業者も先日の全協で報告がありましたが、事業者も決まり、平成28年度上半期に開設予定とありました。

しかし、認知症対応型通所介護、デイサービスについては、事業者公募に応募がない現状で、さらには50床の特別養護老人ホーム建設の詳細もまだ具体的には決まっていないと思いますが、どのようなプランで建設を進めていくのかをお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症対応型の通所介護事業所につきましては、先ほども説明をさせていただいたとおりで、応募者が結果的にはなかった状態でございます。第6期の介護保険事業計画でもお示しをさせてもらっておりますように、必要な部分でございますので、来年度も再公募をする予定で進みたいと、このように考えております。

なお、特別養護老人ホーム50床につきましては、28年度公募をしていきまして、29年度、ちょうど第6期の3年目に当たりますが、29年度に開設をしてもらえるように進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 予定されている期間内に開設できるように頑張ってもらいたいと思います。

最後の質問になりますが、会の方々からの要望の中に、これは行政の方に何度かそういう要望があったと思うんですけど、高齢者の方々、認知症を防ぐために交流していくという場をつくってほしいということで、空き家を利用した高齢者のたまり場というのをつくってほしいということを強く言われておられました。それに関してどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 高齢者の居場所づくりとして、集える場所の持つ役割は重要であると考えております。ただ、空き家といいますと、これは個人の所有物件でございますので、市と賃貸契約をすとか、経費も必要となつてまいらと思います。また、その空き家の状態によっては、もちろん改修等も含めまして使用できるような状態等々もかかる部分があるかと思ひます。

したがひまして、なかなかそういったことでの提供も含めまして、困難かなと、このよ

うには思っております。

居場所づくりにつきましては、それぞれの地域での自主的な活動の中で、自治会館でありますとか集会所でありますとか、それぞれの地域での部分でご検討いただきたいなど、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなか言われたとおり空き家の賃借、貸してくれなかったり、耐震化の問題であったりとか、何かあったときに誰が責任持つのかとか、いろいろな課題があるので、厳しいかなというところはあったんですけど、だからこそ、僕もたびたび質問していますけど、サロンであったり、先ほども言われていましたけど自治会館であったり、高齢者の方々が集えるような場所、気軽という場所をしっかりと確保していってもらいたいと思います。

それでは、認知症についてはこれで終わります。

大きく2点目のマイナンバー制度の対応についての質問に移らせていただきます。

来年1月からの運用開始に向けて、10月から各自治体の住民へ番号通知カードが送付されていますが、各地方自治体の住民側だけでなく、行政側にも混乱が生じ始めていると言われていています。野洲市では、少し遅れて11月、先月の下旬あたりから市民へ番号通知カードが届き始めているということで、何人かから届いたということを知り、僕はまだ届いていないんですが、今回この一般質問を通告する前後と重なっていますが、全国的にもあらわれ始めているさまざまな課題や問題点を質問したいと思います。

そもそも、マイナンバー制度は、国民にメリットがない上、詳細な説明もないまま強引に推し進められている制度でありまして、日本共産党としては、国会においても地方議会におきましても、この制度の延期や廃止を求めています。

先日の報道の中でも、マイナンバーカードを取得しないことで番号を記載しないことで不利益はないということが明らかになりました。その内容は、全国中小業者連絡会が、マイナンバーに関しての省庁交渉を行い、従業員から会社への番号提供はあくまでも任意で、会社側からの法的強制力は一切ないとのことでありました。

このように、カードが来たから番号を書いて管理が必要だとおる報道がある一方で、内閣府が記載がなくても不利益はないということを明言しました。

2003年から始まった住基カードは12年間たっても普及率はわずか5%です。その

住基カードを製作したのは日立製作所であり、マイナンバーで188億円の受注に成功したこの日立製作所の自民党への献金額は1億900万円、こういうことを見ると、大企業、官僚、自民党が潤うマイナンバー制度であることは誰が考えても想像できることであると思います。財界は、総額3兆円の特需を見込んでいっているとされていますが、国民にメリットはなく、必要もないのに、大企業のもうけ口だけでリスクを拡大するマイナンバー制度ということは明らかであると思います。

さらには、この情報漏えいは絶対に避けられないという状況の中で、マイナンバーによって集約された個人情報危険にさらされることは必至でありまして、住民の安全、安心は保障されません。

そもそも、個人番号で国民を管理することは、憲法13条、個人の尊重に違反する憲法違反の法律であります。憲法92条、地方自治法1条2には、地方公共団体は統治の仕組みを住民の意思によって決め、住民の福祉の増進を図ることを基本とするとありますが、行政が全ての国民の個人情報を入手して国民を管理、監視することは、地方自治法にも違反していることとなると思います。

まず初めに、このように市民にとってメリットがない上、市民の安全・安心を脅かすようなマイナンバー制度に対しての市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員のマイナンバー制度に関するご質問にお答えします。

一般論として、社会制度が創設されたり存在する場合に、もちろんメリットもありますし、デメリットゼロとかリスクゼロはないと思います。自然界に存在するものは全て無駄なものはないと言われています。害虫であろうが何であろうが、それなりに存在を持っている。ただ、社会制度の場合は、市民とか国民とか、人間の、できればあまねくですし、少なくとも誰かにきちっと利益が存在しないとだめなわけですね。

マイナンバー制度も、今申し上げたような社会制度の一環であって、憲法違反とかいう議論は、これは私ちょっと置いておかないといけないので、メリット、デメリットといえは、やはりデメリットばかりではないと思います。

あと、運用にあたっては、特に受益の面と、あとセキュリティーとかリスクの面をきちっとやっていくものだと思っています。

私も大反対でもないし、大賛成でもない。世の中のものというのは、ほとんどそういう部類に属すると思うんですけども、ただ、少し無理があるのは、これは当初から私言って

いますけども、いろんな制度というのはやはり申請主義、求めてサービス受けるとか、求めて登録するということなわけですね。住民票も住民になったという申請があって初めてそこから動きますし、いろんな制度も基本的にそうなんですが、今回の制度は、政府があまねく番号を付与するという、これは私は否定はしないんですけど、メリットがあれば。ただ、そこに制度的な欠陥があるので、今住基、住民票の所在と実際そこに住んでおられるというのは、特に今の社会実態からすると合っていないわけですね。だから、これほどのそごが予想されるわけであって、だから、それは当初から織り込まれてないといけないのに、何か何十万通が届かんとか、何かそういうことが話題になっていきますけども、この世の中というのは、やはりそれなりのリスクなりつまらないところ、しょうもないということじゃなしに、完全に完結しないところが出てくるので、そこは当初からきちっと情報開示をして、こういう問題が生じますよとかというふうに進めてもらわないといけないのと、ナンバーの送付もやっぱり当初からもう少し余裕を持っておかないと、一事が万事と思われれますから、いついつ届くと言いながら届かない、届いてしかるべき人、住所の届けと居住が違う人は別ですけども、そこに住んでいる通常の合致する人にまで期限が遅れたというのは、これは結構深刻なので、これあたりはきちっと今後反省してもらわないと、余計太田議員に賛同される方がふえてくるんじゃないかなと思って心配しております。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 僕の意見に賛同してもらう方がたくさんふえてもらえればありがたいことではありますが、市長も言われていたとおり、やはり無理やりやっていることが実態としてこうなるであろうということが予測されていましたが、いろんな問題が出ているというのは、もう少しみんなに理解してもらって、制度としてちゃんとつくってからやるならまだわかります。それでも、基本的には見解の違いもありまして、僕らはデメリットの方が大きい、個人情報ということで。なので、デメリットがやはりメリットよりも大きいから、よくないというふうには思っていますけど、進めるに当たってはもっとしっかりしてやるべきであったなということを思います。

そういった中で次の質問に移るんですけど、実際そういうような運用をしていかなければならないわけで、対応する職員の方々も大変な状況だということは想像しますが、どのような例えば人数や、人数をふやしてやれるのかとか、体制をどのような形で行っていくのか、実際もう行っておられるとは思いますが、その点に関して詳細をお尋ねしたい

と思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、職員体制なんですけれども、カードの交付業務につきましては市民課でやっております、その市民課では、通知カードの返戻、郵便局から戻ってくるやつですね、に対応しまして、臨時職員を1名配置しております。28年の1月以降から個人番号カードの交付が始まるんですが、それについても臨時職員5名で対応できるよう、今、補正予算を計上しているところでございます。

あと、個人番号を取り扱うことになる関係各課でありますとか、事業者として見た場合の市役所で従業員たる職員の番号も管理することになるんですけれども、特定個人情報保護の観点で徹底した管理が求められますが、人員等については、その部分については現状のままという形になります。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 通知カードを全て住民に届けられるのかどうかという問題があるんですけど、全国的には、例えば都内でも10%、多いところでは25%ほどが届けられずに返ってくるのではないかという報道もされております。先ほど市長も言っていたが、大量に届かなくて戻ってきているという話もありますが、現時点での野洲市の配達率であったり、返還率というのがわかれば教えてもらいたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 12月4日現在で郵便局に確認いたしましたところ、全体の引き受け数が1万9,098通、そして、配達が終わっているものが1万5,874通、不在通知が792通、返戻が839通でございます。配達中になっているものが1,593通で、配達完了率が83%、返戻率が4%といった状況でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） まあまあ、あるなという感じがするんですけど、例えば、郵便局から今各世帯へ届けられている通知カードというのを、受け取りを市民の方が拒否することはできるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 通知カードの受け取り拒否は可能でございます。今後さまざまな行政手続等において要りますので、受け取りについてはご理解いただくようお願い



いたしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） その、例えば拒否された場合、法的な拘束力はないというのは僕も知っていますが、拒否した場合に、市民の方に対するデメリットというのは何か生じてくるのかどうか、教えてもらえますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 通知カードの受け取り拒否された場合のデメリットなんですが、受け取り拒否された通知カードは、返還登録の上、廃棄処理をいたしますので、それ以降、行政手続等において番号の提示が必要な場面におきまして、通知カードの再発行を希望されるような場合、これは再発行の手数料500円が必要となります。また、個人番号が記載された住民票でも役目を果たすんですが、その分は交付していただかないといけないということになりますし、今後、個人番号カードによるいろんなサービスが提供されると思いますが、その部分のメリットが受けていただくことができないということになります。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今、通知番号を記載された住民票ということを言われましたよね。ちょっと後の質問、今答弁先にもらったのでお聞きしたいんですけど、これ、他の先に届いている自治体の僕の友人の話をちょっと聞くと、通知カードを要は拒否したけど、会社から求められていると、個人番号をね。家族に持たせたくないからといって、郵便局来たけど、要りませんとなったんですけど、結局、働く会社から番号を求められているので、そのために住民票に記載してくれと市役所に行ったら、そんなことできませんとなって、大もめして、結果、一応書いてくれたけど、これは内密にして下さいみたいなことを言われたと、他の自治体の話ですよ。多分職員の方もそこら辺はわかってないからやと思うんですよ、実態としては。

ということがあったので、野洲市の場合はどうなのかなと思ったら、その住民通知カードを拒否しても、番号は住民票に書いてくれと言ったら書いてもらえるということなんですね。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） はい、そうです。利用目的とか細目ありますが、基本、申し

出により記載させていただきます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） わかりました。そこら辺すごい疑問だったので。

前後したのでちょっとあれなんですけど、例えば、さっきのちょっと質問の続きになるんですけど、通知カードが本人に届かないで、不在通知になって、平日仕事でとりに行けない。土曜日にも仕事があって行けないという場合に、もう日曜日しか、日曜日に配達してもらうか、自分でとりに行くかしかないという場合は、郵便局はどこも日曜日休みやと思うんですけど、そういう場合、どうなるんですかね。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 日曜日の配達も可能になっています。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 7番目の質問の、先ほどちょっと質問答弁であったので、再確認ということになるんですけど、通知カードが大量に市役所の方に返ってきたものに関しては、要は保管ではなくて廃棄処理をされるということですね。例えば、その廃棄処理されるまでの期間、返還されてからどれぐらい、1カ月であったり何日であったり、最終的には廃棄をされると言っていましたよね。その期間、どれぐらいの期間で廃棄されるんですかね。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 7番目に問い合わせさせていただいたやつですよ。

廃棄に要する期間というか、廃棄までの期間は、総務省が定めている期間は3カ月間になっています。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） わかりました。

次に、これもちょっと単純な疑問なんですけど、通知カードは受け取りました。ですが、1月からのマイナンバーカードは申請をしないという場合の何かデメリットとかは生じるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 番号カードを申請されなかった場合のデメリットは、これは番号カードで提供されるメリットが受けられないというところがデメリットになろうかと思えます。

番号カードは、個人番号の提示と本人確認が同時に1枚でできるということとか、それが最も大きいんですけども、あとはコンビニの交付などをする場合にそのカードが必要になってくるということになりますので、それをメリットとするかどうかについては個人さんの考え方ですので、用途によって、必要とされる方それぞれに違いがあるということでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今の答弁の中に次の質問につながるんですけど、マイナンバーカードの利用を自動交付機での活用など、条例制定を行っている自治体もありますけど、野洲市として、コンビニ交付というのは可能になるのかどうか、そこら辺を教えてもらえますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今のご質問なんですが、証明書の交付サービスは2つの方式がございまして、1つ目は個人番号カードに標準搭載されます電子証明書、これを利用してコンビニエンスストアのマルチコピー機、あれで発行する方式で、この場合につきましては、法律の方で運用が定められておりますので条例制定する必要がございません。2つ目は、番号カードの空き領域を利用しまして、自動交付機で証明書交付サービスを独自で構築する場合、この場合は条例による利用の定めが必要となるということでございます。

野洲市の場合は、前者の方法で、コンビニエンスストアでのサービスを行う予定でございますので、したがって条例は要らないです。コンビニのサービスはいたします。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ということは、次の質問のマイナンバーカードの運用内容を市独自で活用できるということですが、どのような情報をチップに入れるかということですが、しないということになるんですかね。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 独自の利用については、今のところ予定はございません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 国の方では、国家公務員に対して、マイナンバーカードをつくるように指示しているということを知っていますが、野洲市でも同じように職員の方に対してはマイナンバーカード強要というのは行っておられるのかどうか聞きたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 本市では行っておりません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 実際の運用面いろいろ聞いたんですけど、なかなか議員でも知らない人も多いと思いますし、となると、市民の方でも、周りに本当わからないという人に逆に聞かれるんですね。ということがあるので、運用面に関してしっかり対応していってもらうことがまず大事だとは思いますが、多分、多分というか、先ほどから何度も話しますが、マイナンバーカードを例えば持たない人、もう要らない、やっぱり僕がさっき言ったことをみんなが理解してくれたと市長が言っていましたけど、同じように理解して、マイナンバーカードにメリットはないし、持ったら逆にそれを成り済ましだったり、いろんな犯罪に使われたら怖いということをやっぱり思われる方もたくさんおられて、じゃ、要らない、つくらないということに、持つことも選べるわけじゃないですか。となると、結果、何のためにつくったのかという制度にもなると思いますし、そこら辺、すごく問題が多いまま進んでいるものだと思うので、そこら辺の認識をしっかりやっぱり持ってもらって、特にそれでも運用されていくわけですから、セキュリティーに関しては、それでもマイナンバーを持つということを決めた人たちに対する安全管理という面はすごく本当に慎重にやってもらいたいと思います。そもそも僕たちはマイナンバー制度そのものはやっぱりやめるべきやと、今からでも延期するなり、廃止するなりということを実は行政も国に対して求めてもらいたいと思うんですけど、そこはいつものしなないと言われてるので、平行線なんであれなんですけど、そういうデメリットの方が多い制度だということもしっかり認識してもらっておきたいと思います。もう答弁の方はいいです。

終わります。

○議長（市木一郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。（午後3時32分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年12月7日

野洲市議会議長                    市 木 一 郎

署 名 議 員                    栢 木       進

署 名 議 員                    岩 井 智 恵 子